

ための措置を講ずる必要があると考えておりまして、この法律案を提出した次第でございます。

○上西委員 では、ここに総務庁からお見えと思えますので、軍人恩給の問題について参考までにお尋ねをしたいと思います。

軍人恩給というのは、御承知と思いますが、昭和二十年八月十五日、大日本帝国敗れるの日から一たん姿を消し、二十八年の十月、法律百五十五号をもって復活をいたしました。約二十年かかって、戦陣訓の教えに背くまで言われている抑留加算までつけた、戦前の軍人恩給制度は完全に復活をしております。この軍人恩給は今日の行革臨調のあらしの中で今後どのようにされようとしていくのか、農業者年金や年金統合法や、今まさにかけられようとしている共済年金と同じように、やはり鋭いメスをお入れになるのか、いやいや、そうではない、軍人恩給は断じて守り抜くという御決意なのか、総務庁に明らかにしていただきたいと思うのです。

○島山説明員 お答えいたします。

恩給制度は、現在論議になっております各公的年金制度とは非常に性格が異なっておりますために、今回の年金改革の対象とはなっていないわけでございます。したがって、私どもも今回の公的年金改革に伴いまして恩給がこれと一元化するというようなことは考えておりませんし、恩給の基本的な枠組みというものも変える考えは持っておりません。

○上西委員 誤解のないように申し上げておきますけれども、私は、軍人恩給は、やはり一身をささげて日本のために戦った方々、したがって、旧軍人軍属の皆さん方に対する一種の社会保障制度と思っておりますから、堅持されることは全面的に賛成なんです。しかし、日本のために努力をし、命を投げ出した者は決して軍人軍属だけではありません。私の同級生だって終戦直前、三日前に防空ごうに避難中、米軍機の直撃を食って即死をしております。そうしたところには日本政府は一円の補償もしていないのです。そうして、軍人

軍属の問題だけは守つていこう、それはそれでいい。じゃ、軍人恩給を守つていこうとするならば、総理が直接約束をなさった農業者年金をなぜ変えようとするのかと、これは担当局長、あなたにやはりずばりお尋ねをしたいのであります。そのことはどうとらえ、どういう議論をされた上でこのようなあしき改定法案を出したのか、このことではあります。

○井上(喜)政府委員 ただいま総務庁の方から軍人恩給につきましての御答弁があったわけでございますけれども、この軍人恩給といふものは、今御審議いただいております農業者年金制度といふのは基本的に違ふというふうに我々は考えているわけでございます。

農業者年金制度は保険という仕組みを活用いたしました年金制度でございます。被保険者の相互扶助を基本にいたしました制度でございます。そういう被保険者が出します保険料を主たる給付の財源としたしているわけでございます。軍人恩給の場合には国家補償という観点から全額国庫負担というようになっております。また、その新規参入者、対象者が既に全部裁定を受けているという状況のようでございます。制度自身につきましても農業者年金制度と軍人恩給の制度は違ふものと考えているわけでございます。

農業者年金制度につきましては、ただいま大臣の方から御答弁申し上げましたように、その環境といふものが制度発足時点と比べてかなり変わつてきております。全体的に高齢化が進んでいるわけでございますが、とりわけ農村の高齢化というものはかなり進行しております。また経営移譲という点につきましても、当初予想してよりましうような状況でございます。

また、農業者年金制度が目的としておりました構造政策につきましても、兼業化の予想外の進展というようないふ状況もあるわけでございまして、こういう新しい事態に対応いたしまして、農業者年

金制度といたしましては長期に安定していく方策を検討せざるを得なかったわけでございまして、今回の改正案はそういう状況を踏まえて、かつまた公的年金制度の改正の方向を踏まえた改正案といたしまして国会に提案をいたしました、こういう次第でございます。

○上西委員 そのお答えはあなた方国家公務員の守備範囲の中では通るでしょう。加入しておる者はどうなりますか。保険を募集されて入ったのじゃないでしよう。佐藤総理が約束をされ、農業者の皆さん方に恩給を保障すると、明確に恩給と言っているじゃありませんか。これは厳たる歴史的事実じゃありませんか。軍人恩給が五十九年度の実績で二百二十万八千人の方々に約一兆六千億出されておる。国家保障だとおっしゃる。総理大臣が約束したことは国家保障じゃないのですか。あ

たかも生命保険が何かみたい、加入者の保険料によつて給付される、そんなことをあなた方がおっしゃるなら、一体国民は何を信じて暮らせばいいのですか。何を信頼して日本の行政に従つていけばいいのですか。私は、言葉じりをとらえるようでありませうけれども、局長、あなたの今のお答えは極めて不満であります。軍人恩給が国家保障なら農業者年金は国家保障じゃないのですか、民間の保険と一緒なんです。そう私は反論したいのです。その辺はもう一回明確におっしゃってください。

○井上(喜)政府委員 かつて佐藤総理大臣が農民にも恩給をというキャッチフレーズで言われたということは我々も承知しているわけでございまして、けれども、現在の老後保障といふものは、自営業者の人たちに与りましては基本的に国民年金で行うということになってはいるわけでございます。

そういうことで、自営業者であります農家に対する年金はどのような方法で仕組むべきかということについていろいろと検討がされたわけでございまして、その結果、これは農林省の内部におきましてもあるいは厚生省の側におきましてもそれぞれ検討された結果でございますけれども、経営移

譲年金を主体とした政策年金として仕組むのが一番いいといふんですか、また、そういう方法しか考えられないのではないのか、こういう結論になったと承知をしておるわけでございまして、無論、農業者年金制度は、そういう政策年金としての位置づけだけではなしに、あわせて老後保障というものもいたすわけでございましてけれども、やはり一般的な社会保障制度の中の農業者年金制度でございますので、現在のような性格の農業者年金制度の仕組みと相なった、このように理解するわけでございまして。

○上西委員 ここで押し問答していてもいたずらに時間の浪費ですから。ただ、少なくとも大臣以下日本の行政を支えている、とりわけ農林水産省の首脳部の皆さん方は、そうした農業者の方々の痛みのどの気持ちはしつと受けておいてほしい。このことがなければ、幾ら字面で、条文でやつたところで納得はしませんよ、理解が属しませんよ。それが行政不信になつていく。私はそう思いますから、日本農業の前途を憂えるがゆえに、もう一遍その辺のことは初心に立ち返つて、今後さらに一層の御検討をいただきたいと思ひます。

少しく具体的な御質問を申し上げます。先般来各委員の皆さん方の御質問に答える中で、いわゆる経営移譲年金の支給漏れといふことが受給不能といふまいしょうか、そういう方々があるやに聞こえるわけですね。受給率九〇%幾ら。現実は一〇%なら一〇%の受給不能の方がおると仮定しますと、大まかにどういふ方々がどういふ理由で受給不能になっているか、少しく御説明いただきたいと思ひます。

○井上(喜)政府委員 農業者年金加入者で経営移譲年金を受けない方が約一〇%ございます。その一〇%の方につきましては農業者年金基金が行いました調査によりますと、後継者がいないというのが全体の五一%でございます。それから一生懸命農業を営んでいきたいというのが一九%でございます。さらに、財産は分与したくないという者が

政界の団十郎の大見えを信じてやってきた方々は、今大変なデカノックアウトだ。そういう中でせめて老齢年金だけは引き上げるといふような御覚悟はないのでございませうか。そういうことは絶対に不可能なんですか。

○井上(喜)政府委員 これもたびたび御答弁申し上げておりますように、農業者年金制度は国民年金の付加年金でございまして、したがって、農業者の老後保障といふのは国民年金と相まって行、こういうこととございませう。

私もといいたしましては、農業者老齢年金につきましては、経営移譲年金のような直接的な政策手段といふよりも、構造改革を進めるための直接的な手段としての性格を持っていないといふふうに考えているわけでございまして、農業者老齢年金の額を、これまでのような算定方式を変えましてこれをさらに引き上げていくというのは困難と考えておるわけでございませう。

また、この農業者老齢年金を引き上げますと、当然のこととしてその財源の手当てが必要になるわけでございませうけれども、これは終身年金でございまして、相当保険料を引き上げざるを得ないというふうな状況になるわけでございまして、今回の財政再計算におきましても、保険料は平準保険料よりもかなり低いところに設定するというふうな事情もあるわけでございまして、こういう保険料負担という点から見ても非常に難しいと考えている次第でございませう。

○上西委員 では次に、従来から私たちが要求をしてきております農業者寡婦年金の創設についてはどうなんでしょうか。農業者年金の目玉は経営移譲年金、この経営移譲年金を受給直前に、資格を満たしながら亡くなった場合とか、あるいは受給を開始していても若干の残支給月数が残っている、こういう場合に、国民年金の老齢年金と同じように残された未亡人、奥さんに、六十から六十五になるまでの五年間、その残支給月間については二分の一を支給する、こういうことで、やっぱり何といったって、後継者その他がおられるわけだけ

れども、当然受給すべき本人が死亡した場合に、残された未亡人に国民年金の老齢年金と同じように寡婦年金を創設する、これくらいのことには、こんな大改革をやるんだから、ささやかに、それこそ罪滅ぼしにと言っているいでしょ、それくらいのことには創設されるお考えはないのですか。

○井上(喜)政府委員 今御指摘になりましたようなお考えもあろうかと思ひますけれども、農業者年金といふものは性格上なかなか難しいわけでございまして、国民年金の付加年金といふことでございまして、農業者の配偶者の老後保障といふのは国民年金によって行われるということになりますので、そういう御提案のような制度をつくるべくといふのは非常に困難であるといふふうに考える次第でございませう。

今回の改定におきましては、そこまではいきませんけれども、死亡一時金の支給の対象を拡大をいたしまして、経営移譲年金を受給しておりまして、その者の死亡一時金といふものは、仮に死亡したとすれば給付される死亡一時金に満たない場合には、その既に給付を受けた経営移譲年金との差額を支給する、こういうふうな改正をいたしたわけでございまして、この点については私どももいたしましてはそれ相応の努力をしてこのような措置をとったのだといふことも御理解いただきたいわけでございませう。

○上西委員 その死亡一時金との関係、私も理解してはいます。問題は、あなた方は妻を削ったわけでしょう。経営移譲年金の支給の条件の中から抹消したわけでしょう。二年前ですよ。削ったでしょう。妻は後継者にならなくなったでしょう。農業者経営移譲年金からは配偶者は全くオミットされているわけだ。これがやはり全国的に大変な波紋を呼んでいるのですよ。だから私はその罪滅ぼしにと言っている。寡婦年金を創設するようなことは考えられないのか、こう言っているわけですか。

これはもう余りこれ以上時間をかけていくわけにいきませんから次に移りますけれども、通算制度の問題です。

昨年私は、前任の森実局長に対して要望しました。農林団体にいったときいわゆる農林共済年金に入る、あるいは進出企業等で厚生年金に入る。その間、農業者年金は当然自動的に脱退になります。そして、一期二年や二期四年で交代をする、あるいはその進出企業は諸般の事情により、企業閉鎖、倒産あるいは撤退、こういうこととがあった場合にまた再び農業者年金に帰ろうとする年数が足りなくなる。こういう場合に、その他の公的年金に入った期間をみなし期間として通算をしたらどうかと言ったら、前向きに検討するとおっしゃった。その方が今理事長におなりになっているのだけれども。

ところが、農林漁業共済年金の方は認められ。これは本場の特定の方だけですよ。多数いる。そうした地域の誘致企業、進出企業と、平たく言えはなるのですが、そういったところで被用者年金に入っている方々をなぜ救済しようとしなないのか。これはお金はかからぬわけでしょう、みなし期間なんだから。年金の計算は実保険料納入期間でやればいいわけだ。その辺については、なぜ特定の農林漁業共済年金の適用者にだけ絞ったのか、どうしても納得できません。この辺について明確にしたいだと思ひます。

○井上(喜)政府委員 今回の改正案で、農協の組合長等の常勤役員に就任した期間を農業者年金の空期間として通算をするという措置をとったわけでございませうが、この場合に、どの範囲の人につきましてこのようない措置がとれるかというところを検討したわけでございませうけれども、今申し上げました農協の組合長等につきましては、やはり原則的に農業者の中から選挙または選任されるというふうな団体でございまして、またそういった団体の性格上、農業経営を行っている過程でその農業者としての立場を持ちながら就任をしていく、そういった団体の役員であるわけでございませう。そういう意味におきまして、農業のある意味では延長といひますか、そういうものとしてそういう

役員の方をとらえまして、その役員に就任した期間を空期間として通算をする、こういうぐあいに相なったわけでございませう。

今、例えば農村地域へ入った企業でありますとかあるいは農協等に勤務をいたします一般の職員、そういう人たちにございまして、被用者年金に入っている場合、その期間を農業者年金の空期間として通算する、こういう御提案かと思ひますけれども、こういった人たちにございましては、明らかに農業からそういう企業なりあるいは団体の職員になる、こういう明確な意思決定をした結果そのようになっている、このように考えるわけでございまして、農協の組合長などと同様な状況にないといふことも判断をいたしまして、そういう者に対する空期間の通算措置はとれない、このようにしたわけでございませう。

逆に言いますと、現在の農協の組合長等につきましては農業の延長線上にある、そういうふうなとらえ方から役員に就任期間につきましては農業者年金の空期間として通算する措置をとった、このようない次第でございませう。

○上西委員 そうなるとおかしなやうありませんか。じゃ進出企業に働いている方々は農業をやめるのですか。耕作反別を手放すのですか。現金収入が欲しいから、ああいふ会社が出てきた、そこへ行って、土、日、祝祭日あるいは夜、早朝一生懸命農業をやっていますよ。そういう第二種兼業農家が支えている日本農業の現実には農水省の皆さん一番よく御存じなんでしょう。

しかも、この空期間を認めたって農業者年金基金には一円も響かぬわけでしょう、年金の給付に当たっては。実加入期間で計算をしない、空期間だけを認めて資格を与えない、そのために最高二十年だ、もちろん段階制がありますから、わずか二年か三年とされたために経営移譲年金をもらえないというこの現実をあなたは見過ごすのですか。農水省はそれほど農業者に対して冷酷非情な措置をとるのですか。私は怒りに身が打ち震える思いがしますよ。なぜそんなことを放置するの

ですか。一円も金がかからない。だからせめてこのことくらいは通算措置をとっていいじゃありませんか。その改定は大臣、それじゃあなたの英断でこれくらいはお認めになったらどうですか。佐藤大臣、あえてあなたにお尋ねいたしますよ。

今、農業関係の団体の役員になる方々は農業を続ける、僕に言わせれば専従の理事長なんというのは大変多忙ですよ。地場の進出企業に働く者よりか農業する時間はうんと減りますよ。目の当たりに幾つも見ている。そうした方々はただ農協という農業関係にいるから認める、それはへ理屈じゃありませんか。もつと現実を見きわめ、加入者を、被保険者を救済する場に立つて、せめてこれくらいのことは通算を認めていただけませんか、大臣。

私はこのことを重ねて大臣に一言、あなたの御決断で通算の中身を検討しよう、こういうお答えくらいやって、よく佐藤農林水産大臣にお答えいただいた、農業者年金加入者と喜びを分かち合っていただいたいと思うのですが、どうでしょう。

○井上(喜)政府委員 農業者年金の被保険者は、原則といたしまして常時農業に従事をしていて、そういう農業経営主でございます。そしてまた、国民年金に加入をしている、こういった条件がつけられるわけでございまして、被用者年金に加入しております者は、仮に農業をやっているとしたとしてもそれは農業者年金制度の対象から除外されるということが原則でございます。

したがって、今回の農協長等の役員就任期間につきまして空期間と認めましたのも、あくまでそういう原則から言えば例外的な期間であるわけで、例外的な措置であるわけでございまして、農業者年金が政策年金ということでありまして、やはりそういう原則に沿って措置をしていくことが必要であるわけでございまして、その例外措置につきましても、そういう原則に照らしまして許容できる範囲内のものでなくちゃいけない、このように考える次第でございます。

○上西委員 大臣どうですか、一言ないですか。○佐藤農務大臣 上西先生にお答えしますが、今局長の答弁したとおりで、やはり農協の組合長とそれからもう一つは例えば企業、他産業に就職する人との扱いはおのずからちよつと違ふのじゃないか、私はこのように思うのですが、私は今の先生の質問からぬことはございせん、将来の検討課題にしていきたいと思いますが、現実には非常に難しい、このように御理解願いたいと思います。

○上西委員 じゃ引き続きまして、同じようなことになるのですが、後継者の必要な条件、あらかじめ指名した直系卑属のうち一人、かつ農業経験三年以上を有する者、この三年を一年以上にせめて短縮するお考えはないのですか。

○井上(喜)政府委員 経営移譲をする相手方でございますので、当然農業を続けて行方人でないといふわけでございまして、現在、経営を譲り受けるまでに引き続き三年以上農業に従事しているというのが要件になっていることは御案内のとおりでございます。これは租税特別措置法におきまして生前一括贈与についての納税猶予の措置が認められておりますが、これにつきましても同様の三年間の農業従事要件というのが認められておりまして、制度的にこれと整合性を保つために三年ということにしているわけでございまして、しかし、三年といましても大学とか高等学校の農業に関する学科を学んでいた場合はその期間がその三年のうちに通算されますし、また農繁期だとか休祭日に農業に従事した場合にもその期間が含まれるということでございますので、この三年という期間については相当弾力的な取り扱いをしているのが現状だと思っております。

しかし、実際考えてみまして、農業といふものは自然相手の労働でございます、一年だけあるいは数カ月だけ経験すればずっと継続していけるという性格のものでないと思っております。三年とか四年の経験の上に立つて初めて農業をこれから続けていくというような意思を持て

る、そういう性格の業だと思っております。また、経営者、その経営の移譲をする側から見ましても、一年ぐらいの経験を持っている人に安心して果たして経営移譲ができるのかどうか、そういう点からも問題だと思っております。この弾力的運用を含めまして三年ということでございますので、現行のこの三年以上農業に従事しているというのはいい線をいつているのじゃないかと理解しているわけでございまして。

○上西委員 局長、農村の実態を見てください。帰ってきて三年以上という条件をおつけになっているが、帰ってきて後継者になろうという方々は小学校、中学校、高校在学中はおやじと一緒に農業をやっているんだ。ただ農業科だったか工業科、商業科、普通科かというところは別にしまして、農繁期は引つ張り出されて家族ぐるみで農業をやっている連中ですよ。それは一年以上あればいいということにしてほしいというのは何も私が言っているだけじゃない。我が党が言っているだけじゃないのです。少なくとも、私の理解しているところでは、九州各県の市長会ではこれは決議されていますよ、強い要望事項で。市長会で決まっています。農業会議あるいは農業委員会会長会議などでも同じように要望されていることなんです。だから、税法上のこともいろいろあるでしょうが、少なくとも被保険者のことを考えるならば、三年以上を一年以上に短縮するという措置ぐらいはおとりになった方がいいのじゃありませんか。

先ほど一〇%の中に後継者がいないために五%あったが、二年以上ならよかったのに三年以上上なかったからだめだというのが私は幾分かあると思うのです。一年以上なら救済された方が五%の中に出てくるのじゃありませんか。農業者年金の加入者に少しでも年金を支給する、その方向へのできる限りの努力というのがこういう具体的な問題で出てくると思っておりますので、先ほどのこととこの問題と二つを、あわせて大臣の先ほどの検討課題の中に入れていただいて、前向きにお取

り組みいただきますように要望して終わります。そして次は、保険料の値上げです。今度さへ国民年金の保険料がどんどん上がり過ぎて、実質滞納、中には申請免除ということがあつて、国民年金の保険料と農業者年金の保険料の引き上げというのはほとんど一緒じゃありませんか。ほとんど同額上がったといえますよ。それを今度八百円上げようというのだからたまらぬですよ。この値上げももうちよつと緩和できないのですか。余りにも農家の経済を、家庭を直撃し過ぎますよ。

○井上(喜)政府委員 今回の財政再計算の結果、平準保険料の金額が、昭和六十二年一月一日現在で、五十九年度価格であらわしますと一万三千二百三十八円という金額になるわけでございまして。このような高額になります原因は、高齢化が進んでおりますとか経営移譲率が非常に高くなつてきておりますとか、かつての負担すべきといふか、過去の分の保険料が後の方にずれ込んできているとかといった状況で一万三千二百三十八円というような高額になるわけでございまして、現在の保険料の約二倍というような水準になるわけでございまして。私どもといたしましては、将来の年金財政のバランスをとるためにはこの金額がぜひとも必要なのでございまして、農家の負担能力等を勘案いたしまして、急激な負担の増大を緩和する必要があるという判断のもとに、昭和六十二年の保険料を八千円といたしまして、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ引き上げることにしたわけでございまして。

確かに農家の負担にはなつていくわけでございまして、全体的な農家の負担という点から見まして、農業者年金の保険料につきましては、六十二年では年額にいたしまして農業所得の四・七%、それから夫婦二人の国民年金の保険料を含めましたその合計の保険料の負担について見ますと、六十二年で、これも年額で見まして農業所得の五・一%ということになるわけでございまして、負担の増加という点につきましては確かにな

かなが大変なことがあろうかと思えますけれども、この程度の負担であれば何とか負担していただけるのではないかと考えまして、今回のような保険料を改正案の中に入れた次第でございます。

○上西委員 農家の所得のとり方とか平均値の見方とかいろいろ分かりますが、それだけどうしてもやらなければならないとおっしゃるあなた方は、努力しなかったと私は言いませんけれども、なぜこれだけ無残にも国庫補助を打ち切られる、ぶった切られるということについて、悪いけれども黙視されてきたのかとあえて問いたいのですが、その辺についてはどうなんですか。

○井上(喜)政府委員 国庫負担につきましても負担の方法を今回変えることにいたしております。従来の拠出時の国庫補助十分の三を廃止いたしまして、経営移譲年金の給付について現在の補助率三分の一に六分の一をプラスいたしまして二分の一とするという改正案を出しているわけでございますけれども、この補助につきましても、農業者年金につきましても給付時と拠出時双方に国庫補助をしていただくわけでございまして、ほかの公的年金の制度の中ではこういった助成制度はないというところでありますとか、また公的年金制度の改正では国庫補助は基礎年金部分に集中するようになっていくわけでございます。そういう意味におきまして、農業者年金に対する国庫補助につきましても政策年金に対する補助を明確化していく必要があったわけでございまして、経営移譲年金の給付に対する補助にまともなという経緯があるわけでございます。

私どもといたしましては、国庫負担が年金財政の中でかなり重要な位置を占めていることは十分承知しているわけでございまして、この十分の三を全部カットしてしまうことは問題があるということ、これにかえまして、当分の間ということ、経営移譲年金の給付に要する費用の額の六分の一をプラスをする、こういうふうにしたわけでございまして、国庫補助は現状に比しますと約一割弱ぐらいの減少に相なります。したがって、そ

の程度の影響はあるわけでございしますが、年金財政に大きな影響を及ぼすことはまずないと考えておる次第でございます。

○上西委員 以上でこの改正内容についての質問を私一人終わりますけれども、何か私の受け取りようか、あるいはひがみかもしませんけれども、政策年金という言葉を使い分けている感じがしてしょうがないのですよ、都合がよいときも悪いときも。だから、やはり原点に立ち返り、佐藤榮作元総理の本当に真実を吐露した、農業者の皆さん方に恩給をつくってあげますと言った、この初心を忘るべからずです。そのことにびしっと視点を合わせた形で、農業者年金のこの大改悪をやったという後ろめたさを十二分に常に自覚をされながら対処していただきたいということをお願いしておきたいと思うのです。

少し角度を変えて、厚生省社会保険庁お見えであると思ひますので、少しくお尋ねしたいと思うのです。国民年金の障害年金の問題です。私、少しくそうしたことを手がけてきておるのでありますが、お尋ねしたいと思うのです。

人工透析の患者は施術後三カ月で障害年金が出ますね。人工肝門、人工膀胱造設者は造設後一年六カ月で障害年金を受給できますね。脳梗塞、脳血栓、脳卒中その他脳関係の病気で倒れたときは初診日から六カ月で年金受給対象になる、このように理解しておりますが、その辺若干御説明いただきたいと思ひます。

○植西説明員 お答えいたします。

国民年金の障害年金につきましては、原則といたしまして初診日から起算いたしまして一年六カ月を経過した日を障害認定日といたしまして障害の程度の認定をやっておるということになっておりますが、ただし、その期間内に傷病が治った場合はその日、それからさらに、症状が固定して治療の効果が期待できなくなった場合にはその期待できなくなった日がそれぞれ障害認定日になるといふふうな取り扱いになっております。ただいま先生の御指摘にありました具体的な例

につきましては、全国的に統一した運用を図る観点から、人工肝門につきましては初診日から一年六カ月を経過した日を認定日としておりますし、人工透析につきましては人工透析を受けましてから三カ月を経過した日というふうになっております。また、脳血管の障害につきましては、初診日から六カ月以上を経過した日をもって障害認定日とするという取り扱いになっております。

○上西委員 わかりました。

ここで局長、お尋ねしますが、経営移譲年金が繰り上げて受給できますね。国民年金の障害年金の受給状態になれば、加入期間を満たしておれば繰り上げてもらえます。これは御承知と思ひますが、その数、現実どれくらいありますか。

○井上(喜)政府委員 五十八年度末現在で申し上げますと、総数が九百八十八名でございます。

○上西委員 以下要望になります。

私、その数が全部網羅してはどうしても思えないのです、私の体面上。知らないのです。さくばらんに言って、市町村の農業委員会は農業者年金という意識が強過ぎて、国民年金の障害年金のことなかなかない。だから、国民年金の障害年金、当然もたらえる農業者年金加入者というものが随分落ちこぼれていると思う。また、経営移譲年金は六十歳からだというかたい先入観念を持っていきますと、その方々に繰り上げてあげるといふことについて思いが至らないというのは、どうしても私人間である以上出てくると思ひます。これらについて十二分の周知徹底、指導を私は強くお願いをしたい。

あわせて、土地改良区の役員などの問題について経営移譲年金受給者はだめだというのを、おとしあなた方は通達を出されたでしょう。この通達が漏れているんですね。私は、他の都道府県のあるベテランの農政の課長さんがごく最近そのことを全然知らなかったということも事実として具体的に耳にしております。だから、あなた方は通達を出した、連絡をとった、それだけではやはり足りないと思うのです。折に触れては、や

はりいろいろ会議もあるでしょうから、そうしたきめ細かな指導なり徹底ということを私は本当に重ねてお願いをし、とりわけ農業者年金の受給権のある方々がその支給漏れがないように格段の御配慮をお願いしておきたいと思ひます。

ここで角度を変えて、水産庁がお見えと思ひますが、漁業者年金についてちょっとお尋ねしたいのです。というのは、「農林水産省」でしよう。莫大な経費をかけて、そうして法律を変えてつくった。ところが、農業者年金はもろろんこの中に漁業者は入るでしょう、特定の、一定の条件を持っていけば、漁業者は何もないわけですね。だから、漁業者年金についてはどのような考えをお持ちなのか。

特に、具体的に現在、わずか二億円の補助をつけて、六十年度で終わろうとしている、まあ漁業者年金というのが法的に正しいかどうかは別として、福祉措置について補助をやっていますね。これらについて今後どのような考えをお持ちなのか明確にしたいだきたいと思ひます。

○斎藤(孝)政府委員 お答えいたします。漁業者に対する年金という問題につきましては、この農業者年金制度が発足する際にもいろいろ検討がなされたわけでございます。しかしながら漁業者の場合、農業と違ひまして業態が非常に多様でございます。漁業従事者は約四十五万人と言われおりますけれども、そのうちの一部、十万人近くは例えば責任保険でカバーされているというふうな問題がございます。

それから、それ以外の主として沿岸あるいは沖合の漁業者でございますけれども、漁業には漁業権漁業あるいは自由漁業それから知事許可漁業等いろいろございまして、農業の場合の農地に当たるような共通の指標が見つけられない、なかなかそれができないという問題がございます。それからまた、例えば共同漁業権のように、経営権を移譲するということがそもそもできないというふうなことがありまして、非常に難しいということ、公的年金制度というのではできておらないわけ

でございます。

しかしながら、既に先生御承知のように、漁業就業率というのは全体として数が減少しながら、しかも高齢化が進んでおる、後継者の育成が非常に大事であるということは十分私も、また関係漁業者団体も意識をしております、そのような見地から五十六年から、御指摘の漁業者老齢福祉共済、俗称で漁業者年金と呼ばれていることがございますが、これが発足いたしました、これに對して、事務運営それから普及促進というような経費について補助を行っているわけでございます。

今後六十一年度におきましてどうしていくかという問題につきましては、やはりそういう後継者育成というような立場から今後のあり方について鋭意検討してまいりたいと思っております。

○上西委員 もうちょっと具体的に確たるお答えをいただきたいのです。六十年度で切れるわけですね。加入者はほとんどふえています。私も漁協を回りますと漁業者年金というポスターをよく見るものだからいろいろお聞きしますと、相当加入者もふえてきておる。結局事務費その他かかるわけですね。今おっしゃる通りに六十年度、打ち切りになる。六十一年度以降この予算を確保するというお考えありや否やです。結果じやありません。努力するお考えありや否やです。その辺が明確にならないと漁業者は安心しないと思えます。漁業団体もいろいろ不安があると思えます。水産庁後援でしょう。ポスター見てみましよう、私改めて今度。水産庁後援で、日本政府を信頼し切っているのだから、その方々に対してこたえる道が欲しいです。

○斎藤(達)政府委員 率直に申し上げますが、この制度というのですか、この漁業者の老齢福祉共済ができましたときに、六十年度までに加入者を十九万五千人ぐらまで持っていきたいという目標を立てたわけでございます。先生からお褒めいただいたわけでございますけれども、今のところ実は八万五千人ぐらにしかたつておらないわけ

でございます。それが十九万五千人に達したところで次の段階の見直しをやるということをやつてきたわけでございますが、そのような問題も含めまして今後のあり方を真剣に検討してまいりたいでございます。

○上西委員 わかりました。

それでは私、最後に大臣に改めてお尋ねしたいのです。例えば今漁業者年金、俗称で言いますと、それが予定どおり入っていない。農業者年金だつて、もとをたせば、「のうねん」の創刊号、これは私は何年も前に読んでいますよ。二百萬農業者の加入を目指すということを初代理事長は明確に創刊号の中でおっしゃっているわけだ。それが現実九十万人でしよう、受給者のことは別にしまして。未加入者二十万人いるときのも参考人おっしゃっていた。そういった現実があるわけだ。

では加入がなぜ伸びないのか。保険料が高い、給付が難しいということでは伸び悩んでいる向きもあるでしょう。そこにさらに悪条件を課しているのがこの改定法案だと僕は言いたいのですよ。本当に日本農業の前途を憂へ、農林水産業の前途を心配するならば、農業者年金などはよくしてこそ当たり前じゃありませんか。少しぐらゐ金をかけたつて、国家保障なんだから、そういう形でやっていたらいいと思ふのであります。これらを含めて所管の大臣として、佐藤大臣は農業者年金、今の漁業者年金のことを含めましてきちっとした御見解をお示しいただき、広く加入者全般あるいは受給者の方々に對する安堵感をお与えたいだきたいと思ひますが、御所存をどうぞ。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたします。

農業者年金の今後の問題について一番大切なことは、長期的に安定した制度として維持することができるかどうか第一点。それからもう一つは、そういう形の中に政策年金としての役割を高める観点から、給付と負担のあり方とか経営移譲年金の支給開始年齢等、そして先ほどからおっしゃいました、例えば寡婦年金の問題、所有権と使

用収益権、そういう形で、この農業者年金は付加年金としていいかどうかという問題。実際、私の方の田舎へ帰りましたも、奥さんが全部農業をやっているという実態があります。その姿で果たしていいだろうか。果たしてそういうことが日本の農業の前進に役に立つかどうか。

そういう形の中には、また資格通算措置、これも実は就業の機会、農家所得を見ますと大体平均六百四、五十万。地域によつて違いますが、百万前後が農業所得。東北に行くとも三割くらい高いですが、そういう形の中に、今の所得の中で、例えば専業か兼業か、そういう形で雇用が臨時か正式か、そんなことも含めてこういうのを一遍検討してみることがあるのじゃないだろうか。したがつて、農協組合長とは違いますが、やはり農業をやつておる、私の田舎へ行きまして、夏などは朝早く農業をやる、そういう形で時間通算するとかかなりの時間になっている。それからまた従事期間等の問題につきましても三年を一年と御意見がございましたが、そういうことを見ておりまして、果たしてそういうことが日本の農業の前進に役に立つかどうか。そういうことを含めて、実はいろいろな問題がございます。

そういうことで、今おっしゃつたような基本的枠組みに係る問題等について、部内に設けられております研究会等の場において十分検討いたしました、このように考えております。

○上西委員 では最後に。

大臣以下皆さん方にいろいろ御見解もあるでしょう。しかし農業者年金は、農家の皆さん方にとつてやはり自分たちの年金なんですね。年金というのは保険料を納めた者が当然もらえる、これが年金制度なんです。それから、そういう意味合いでこの農業者年金をきつと維持存続させながら、大きく日本農業の発展にプラスする方向で、今後一層取り組みの強化をお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○今井委員長 午後零時二十分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後零時二十分再開

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員 まず最初に、大臣にお尋ねいたします。

農業者年金の問題につきましては、これまで多くの皆さん方の質疑を通していろいろな問題点も指摘されましたし、参考人からもいろいろ御意見なり御要望等もお聞きいたしました。私たちも、現地や関係者にもいろいろとお話を聞きながら、その問題やその内容の充実のための勉強をしてきたところであります。そういういろいろな御意見や御要望を通して、私は数点にわたり質問したいと思つております。

農業者にとりましてはいろいろな制度があるわけですが、なかなか一番関心を持つているのはこの農業者年金であるということと聞かない事実であります。それだけにこの制度の充実に対する期待は非常に大きいということでございます。

農民にサラリーマン並みの年金を、こういう強い要望がございまして、昭和四十五年五月に、農業者の老後の生活の安定を図る、さらにまた農業経営の若返り、経営規模の拡大促進、すなわち農業経営の近代化等の目的を果たす、そういう内容を込めた制度の発足がありました。これは発足して十五年、満十四年経過して、五十九年三月で加入者が約九十三万人、経営移譲年金の受給者が約三十三万人、農業者老齢年金の受給者が約十三万人となつてゐる。そういうわけで、受給者から非常に喜ばれてゐるということと踏まえまして、ますますこの内容の充実を我々は期待してゐるところでございます。

過去、この制度につきましては七回ほどの改正がありまして、そのたびごとに私たちは内容の前

進が見られたということから評価して、この制度に対する協力をしてきたところであります。しかしながら、今回の改正に当たりましては、この中身を見てみまうと農業者にとって厳しい内容のものがある。例えば保険料の引き上げの問題、支給額の削減の問題、国庫助成の削減の問題等がございます。ましてこの年金制度というのは、ほかの年金制度と違って政策年金としての意味合いが非常に強いということでありまして、農業構造改善の推進という点からは、やはりそうしたものの充実こそが若い後継者たちにとって非常に期待のあるものでもあるということ、いわゆる農業経営の若返り、近代化、充実ということを考えたときに、この年金の果たす役割は非常に大きいということを考えますと、これはやはり中身をもう一度考え直してほしいという面もございいます。

その点を含めまして、大臣は、農業者年金の政策年金としての地位をしっかりと守って、この内容の充実を期して健全なる運営を今後していくという、そういうかたい決意はありと思うのであります。その点の大臣の御見解をまず最初にお聞かせをいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 武田先生にお答えいたします。農業者年金制度は、先生が先ほどおっしゃったようなことでございますが、経営移譲の促進を通じて農業経営の細分化を防止し、あるいは経営の規模拡大、農業経営者の若返りの促進に寄与しますとともに、農業者の老後保障の役割を果たしております。しかしながら、農村社会における人口の高齢化とかあるいは兼業化の進展等いろいろございまして、農業者年金を取り巻く状況は非常に厳しい状況にあるということは先生御指摘のとおりでございます。

このため、農業者年金制度につきましては、一番大切なことは、長期にわたる安定的な運営を確保するという点である。そんなことで、公的年金制度の改革の方向も踏まえまして、本制度がその使命をよりよく達成できるよう、給付と負担の適正化を図るなど、制度の安定を確保いたします。

とともに、あわせて農業構造の改善を一層促進するなどの措置を講じまして、御期待に沿うように頑張りたい、こういうふうに思っております。

○武田委員 そこで、年金の内容をずっと眺めてみますと、確かに年金の成熟度が非常に勢いで進行してきたということ、それに財政事情が非常に悪化している。今大臣がおっしゃった将来の健全安定的な運営ということには非常に樂觀を許さない状況であることは、我々も重々承知でございます。

しかしながら、それでもなおかつ、例えば年金の保険料の水準の改定、すなわち引き上げという問題を一つとりましても、その負担の農業所得に占める割合が相当高いものであるということを私は感ずるわけでありまして、これが相当な負担となっていくのではないかと、こういうことを考えますと、やはり農業経済の状況や政策年金というものを勘案した適切な保険料水準というものを確保することが必要であるということ、政府としては適切な保険料水準というものをどの程度のものというふうにかんがえているのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○井上(喜)政府委員 年金財政の長期安定化という観点から申し上げますと、平準保険料を徴収するというのが一番適切でございますけれども、保険料を支払います農家の側から見ましたその負担にたえ得る保険料の水準というものは、また別のものであらうかと思うわけでございます。

今回、六十二年の時点で、五十九年度価格でございますけれども、月に八千円という保険料を設定したわけでございますが、これにつきましては、六十年、六十一年の予想から申しまして、まづ八千円というのはそう急激な保険料の水準とは考えないわけでございます。そういう点が一つございいます。

それから、農業者年金の保険料の農業所得に占める割合でありますとか、あるいは農業者年金の

保険料のほかに国民年金に加入しておりますその保険料もございいます。こういうものを合計いたしました保険料全体の負担額が農家の全体の所得に占める割合というふうなものも勘案する必要があります。まづ農業者年金の保険料につきましては、農業所得の中では四・七％ということでございます。し、それに国民年金の保険料を合わせて、夫婦二人と計算をすれば保険料の総額でございますけれども、この場合は農業所得の中で五・一％というふうな割合を占めるわけでございます。こういう水準であれば農家の側としても負担が可能ではないか、このように考えた次第でございます。

○武田委員 今、四・七％、五・一％というのは、その負担にならない適正な水準ではないかというふうな話でございますが、今後ともこの水準をずっと保っていくということは可能なのかどうか。例えば十三万一千円という農業所得の計算の基礎となったこの所得、これは今後変更というのはどうなのか。これはこのまま五年、五年という計算でやります。例えば農業所得がそうぐんと大きくなるというふうには私は思えないわけでありまして、そういうときに私は思えないわけでありまして、そういうふうには非常に苦しいわけであるではないか、こういうふうには思っています。

昭和六十二年の合計金額が二万二千元です。農業者年金は八千円、それから国民年金が夫婦で一万三千六百円、それから国民年金の付加金で四百円を合計二万二千円です。それを農業所得十三万一千円で割ると一六・八％、こういう計算になるわけですね。負担額が、これでいくと随分高いですね。さっきのは農家所得の四・七％、五・一％だろと思うのです。だけれども、やはり農業所得というものを中心にして計算するのが筋ではないかというふうに私は思っています。農業所得となれば、農外所得が非常にふえている、あるいはそういうものに期待するところが大きいということは、ちょっと筋違いではないかと私は思うのですが、その点どうなんでしょうか。

○井上(喜)政府委員 保険料負担を農家所得を基準にして見るかあるいは農業所得を基準にして見るか、幾つかの方法があらうかと思いますが、農業者年金につきましてはまさに農業所得というものを基礎にすべきであるというふうに考えるわけでございます。農業所得の中のウェイトとしてどの程度が適当であるか、あるいはどの程度まで負担が可能であるか、こういうようなアプローチが適切であらうと思うわけでございます。

ただ、国民年金の保険料につきましては、今指摘されましたようなお考えもあらうかと思っておりますけれども、これは農家の所得全体で考えてみる。つまり国民年金への加入といえますのは、農家個々で実情が違うわけでございますけれども、農家全体の老後保障という観点から加入しているわけでございますので、農家所得を基準にいたしまして、その中でどの程度の負担割合といえますか。シェアを占めているのか、こういうことを基準にして考えるのが適当ではなからうかというふうに思っております。

○武田委員 そうしますと、今回の改正では、経営移譲年金がサラリーマン後継者の場合は四分の一カット、五年間で二五％、こういうことをやる必要はないと思うのです。要するに、そういう後継者が農業をしながらはほかの職業で稼いでくる所得というのは非常に頼りになるわけですね。その総トータルの中の先ほど言った四・七％、五・何％というのは相当認めなければいけない。親にとつては、そういう子供さんがいるということは農業経営にとつては非常に重要な部分です。

ですから、そういうことを考えたときに、そういう子供さんを持っている親御さんの年金を四分の一のカットしながらいく、カットの金額は、六十年から期待どおりもらえらる方が年間約三万三千元ほど減っていくわけですね。六十二年からの人は大体六万五千元、年間削られるわけですね。そんなのはしなくてもいいのじゃないかと思うのです。そういうことをやれば後継者は、そういうこととだったら我々は幾ら加入促進と言ったって入らぬ、そういうような雰囲気をつくって、加入促進

に非常に苦勞するのではないか。

大体、保険料が上がる、それでなおそういうふうな経営移譲年金が削られるとなつたら、今まで一生懸命努力して毎年二万七、八千人から三万人ようやく加入させている、しかも若年層は非常に少ない。さういふ質問でも、五〇%近くがぎりぎりいっぱい加入しない、それから一五%ほどが農業の将来に不安があつて加入しない、九%ほどが要するに保険料が高いと言つて入つてこない。これに今回のような改正になつて、現地で促進する方々の苦勞というのは並み大抵でないし、説明も、きのうから聞いているとパンフレットとかいろいろなことでも言つていけるのですが、そんなもので、ちょっとやそつとでうんと言わないような状況になつたときに、財政の収支の中で、加入する人が少なければ保険料が入つてこないわけですから、かえつて後々年金の財政をますます悪化させていくのじゃないか、こういうふうに思うのです。

そういうことを考えれば、経営移譲年金の削減の問題なんというのは、そんなに急にやらないうで、四、五年くらい準備期間を持たせながらやつていったとしても一向に差し支えない、私はこう思うのですが、これは大臣、どうですか。私は大臣に聞きたいと思う。

○井上(喜)政府委員　まず経営移譲年金に格差をつける問題でございますけれども、農業者年金が経営移譲年金を支給したというところは、農業の体質を強化していくことに絡めてのことでございます。経営移譲をいたしまして、若い経営者が十分な経営能力を発揮いたしまして能率的な農業経営をやつていく、また規模拡大も漸次していく、こういうような期待を込めまして農業者年金制度が発足したわけでございます。

最近の状況を見ますと、兼業化が急速に進展をいたしまして、経営移譲いたしません場合にも、そういういわゆるサラリーマン農家に対する経営移譲がだんだんふえてきているわけでございます。私どもといたしましては、農業者年金制度

の本来の趣旨に返りまして、こういった傾向に一定の歯止めをかけたしまして、農業に常時従事していただきます農家に経営移譲が行われるように誘導していく必要があるのではないかと、こういうことで今回経営移譲年金について格差を設けたわけでございます。

この格差につきましても我々としてはいろいろな面から検討したわけでございます。老後保障というふうな観点もございまして、そういうことから、金額をいたしまして五万円程度を最低のめどにいたしましてこの格差を考えたわけでございます。農村の内部におきましても、後継者が農業者年金に入つていない場合と被用者年金に入つております場合とでは経営移譲年金の年金額につきましてやはり格差をつけるべきじゃないのかという意見も根強くあるわけでございます。農業者年金制度研究会におきましてもそのような御意見があつたわけでございます。いろいろな意見を総合勘案いたしましてこの四分の一の格差を設定した、こういうことでございまして。

こういう格差の設定が今後の加入の促進ということに影響するのではないかと、こういうことでございまして、私どもといたしましては農業者年金制度の趣旨を十分説明する必要があると思ひます。年金制度は一つの世代ばかりでなしに、その次の世代との相互扶助というふうなことでよつて成立するものでございまして。そういった趣旨あるいは農業者年金制度の持ちますいろいろなメリットがまだまだございまして。そういったメリットにつきましまして十分農家の方にPRいたしまして、加入の促進を図つていきたいと思ひます。

最近の加入の状況を見ますと、ここ二、三年加入者数が若干ふえてきている傾向が見られるわけでございます。しかも加入の中身について見ますと若年層がかなり入つてきているという傾向があるわけでございます。このような傾向を考え、また実態に即しました加入者の促進を図つていく、こういうことで対応していきたいというふうに考

えております。

○武田委員　昭和四十六年一月の加入者の六十六年、二十年加入したときの年金の月額を比較してみますと、現行のままで七万四千二百円、それが改正後では六万五千八百十三円、これは八七・八%、二十五年になると九万二千七百五十円が七万一千六百七十五円、七七・三%というふうな、現行と改正後で随分もらう金が少ないのです。ね。やはりこれは今までも長年掛けてきた人にとつては耐えられないと思うのです。それは年金財政云々というかも知れぬけれども、一生懸命掛けてきた人たちの当初からのそういう御苦勞、頑張つてきた人たちのことを思うと、これは本当に大変な問題だと思ふのです。農業者の中でいろいろとあるという局長の話もあつたけれども、それはそういうことはあることも我々知っているのです。が、実際これだけはおもえるのだとみんな胸算用しているわけですよ。先ほども申し上げましたように、老後の設計の中でこれは重要な部分です。それをむしろ取るということは、これは老人いじめも甚だしいと思ひます。

こういうことを考えますと、今後若い連中が、我々が今やつていったとしてもこういうことでまたやられるのじゃないか、こういうことを心の中に思つただけでも、もう絶対拒絶反応を示すのは間違いないわけですよ。まして、農業の将来に對して非常な不安もあるし、米の問題にいたつて農産物の問題にいたつて、いい環境は一つもない。そういうことを考えますと、私は将来ひょつとしたら、ほんの一部を除いてみんなサラリーマン農家の方にいかざるを得ないような状態になり得るような事態も到来するのじゃないかと心配する。

そういうことを考えると、専業農家や一種農家の中でまじめに農家をやつておる人たちはほとんど少なくなつてきておるわけです。そうすると、やはりサラリーマン農家経営の子弟、こういう方々が非常に多い。こういう方々にやはり農村地帯の相互扶助という問題、近隣集落等におけるそういう相互扶助と、それから上下の老若の相互扶助

と、縦と横との相互扶助がなければ年金というものはうまくいかないと私は思ふのです。上と下だけではないと思ふ、やはり横の連携が必要になつてくる、こういうふうに思ふわけですよ。

ですから、私が先ほど言つたように、少し期間をずらしながら、ある程度の余裕を見ながら、納得のできる説明ができるような、そこで急激でなく徐々に、年金財政の健全な運営ということに對して御協力いただけないかという話の中で持つていくという方法をとるということにもつと力を入れたべきでなかつたか。やはりこれから四、五年間、このまま経営移譲年金を削減しないでつといたしたとしても、私はある程度の年月は支えていくのじゃないかと思ふのです。

今のこの計算で見ますと、資料をもらひましたが、六十一年の計算のときから、また六十六年に財政計算期というのですか、そのときが来る。そのとき、今のままで六十一年度から変わった内容でいくと約五千億という資産額が残つていくというのですが、これは例えば経営移譲年金を全然変更しないでも今までもどおりやつたとき、これはどうなりますか、その資産は。この収支はどうなりますか。

○井上(喜)政府委員　格差をつけないで給付を実施をいたした場合の収支の見通しでございますが、単年度収支につきましては六十二年で収支が逆転するわけでございます。それで、資産がなくなりますが昭和六十九年度でございます。したがひまして、単年度収支につきましてはこの格差をつけた場合と同様でございますけれども、年度末資産につきまして、それが底をつく程度は現行の、現行といひますか、格差をつけました場合は昭和七十四年度を一応予定しておりますので、資産がなくなりますが年度がかなり前に出てくる、こういうことに相なるわけでございます。○武田委員　六十九年度で一応資産がなくなるといふわけですから、そうすると、今は六十年ですね、五年といふことは六十五年ぐらいまでは何とかこれはある程度の資産が残つていくわけですよ。

からね。そこから今度は説明をしながら、いろいろ加入をしながら、多少保険料の値上げ等々もやむを得ないと私たち思います。

それで経営移譲年金を、今度はその時点あたりから今御指摘のようなその四分の一云々というような中身でやっていったとしても、私はそう心配ないのじゃないか。もう来年ももう、再来年ももう人たちが、あるいは二、三年後にもう人たちを考えるという真心という温かい心というのがないというところに、また農業者の本当のせつない、やるせない思いがあるのです。一万円だって二万円だって、農家の家庭の中に入っているという、これは大変貴重な収入なんです。まして経営移譲をして老後をそれでやろうという方にとつては、これは一年間に三万、五万、それが年数がずっとそれでいくわけですから、毎年計算していきます。そうすると、計算すること、ことしもしもらつていれば二十万円になったのに、銀行に預けておけば利子がついてこうなるんだという思いは、毎年、佐藤大臣の顔とか井上局長の顔を浮かべながら、またこのくらいになるのがこうだつたと、これは農業に対するまことに冷たい仕打ちとしか映らぬと思うのです。

これは大臣、農林省の才覚によって延期することと可能だと私は思うのです。これは検討して、せめてこの程度、やはり農家の方々の大いなる期待に対することとしては、私は善処すべきだと思うのですが、大臣いかがですか。

○井上(喜)政府委員 年金財政を健全化していくというのが、給付を長期に安定していくためにどうしても必要なこととございます。農業者年金制度につきましても、約九十万の加入者があるわけでございますし、三十数万人の受給者がいるわけでございます。こういった人たちに對して、将来、長期にわたりまして安定をした年金の給付が行われていくということがどうしても必要であるわけでございます。そういう意味におきましては、年金財政を健全化をしていく必要があるわけでございます。

最近の年金財政の状況を見ますと、前回再計算いたしましたときよりも悪くなつてきているわけでございます。したがって、前回以上に今回、年金財政の健全化が必要な時期になっているわけでございます。確かに資産は六十年代末で六千億程度でございますけれども、これをその資産があるというだけの理由でもって使つてしましますと、将来いろんな問題が出てくるわけでございます。

私もといたしましては、年金の格差がつきますけれども、一応格差がつきました年金を受給できる方の、その最低生活等も勘案した金額を考慮いたしまして格差を設定したわけでございます。それからその格差をつけるのも、一定の猶予期間を置いてつけるというのも一つの御意見かと思ひますけれども、私もといたしましては、五年間をかけて段階的にその格差を広げていって、最終的には四分の一の格差をつける、こういうことになしたわけでございます。

こういった格差をつけるということは、保険料を支払う立場からいいますと、将来的にかなり影響をしていくところでございます。これから減つてきます年金加入者の保険料負担ということを考えましても、私もといたしましては、今回格差を制度の趣旨に照らしましてつけたというところとございまして、今申し上げましたそういう将来の保険料負担という点から見ても御理解いただけるのではないかとこのように考えるわけでございます。

○佐藤國務大臣 武田先生にお答えします。今局長の答弁したとおりでございますが、今度の農業者年金の大きなねらいというのは、長期安定してどう維持するかという財政の問題が大きな問題の一つとしてございます。そんなことで、おっしゃることはよくわかりますが、今の財政ではなかなか難しい、こう思っております。それからもう一つは、農業者年金の被保険者に移譲する場合といわゆる未加入者に対する格差の問題でございますが、この問題につきましては、

実は私は、率直に言いますと、これはやむを得ぬのじゃないだろうか。例えば最初から専業農業を選んだ人、途中から農業の道を選ぶ人、いろいろな事情があるかと思いますが、その辺は現行のいろいろな制度、やむを得ないのじゃないか。ただ問題は、格差が四分の一がどうかという問題は一つ議論になるかと思いますが、そう考えております。

特例

○武田委員 それでは次にお尋ねします。保険料を上げる、それで経営移譲年金のそういう削減もある。あと国庫補助についても総体的には五二%が五〇%に、二%ぐらい助成がカットされる。こういうようなことで進んでいった場合に、それじゃこの年金財政が好転して健全経営という運営ができるという保証があるのかどうか、それはいつごろのことと判断しているのか、その点御説明いただきたい。

○井上(喜)政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、単年度収支が赤字になりますのは昭和六十二年度でございます。それから、今積み立てております積立金がなくなると予想される年度が七十四年度でございます。これはいろいろな条件によつて変わるわけでございますが、一応のある前提を置きましたらそういうことが出てくるわけでございます。

したがって、基本的にこの制度の財政を安定させるためには、今後根本的な検討を行つていく必要があるわけでございます。これは今後の課題といたしまして、農林省内に設けております農業者年金制度研究会等におきまして鋭意精力的に検討してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○武田委員 局長が前に答弁の中で、加入者が現在少し減少の傾向、だけれども、いずればふえてくる、反面受給者が減つてくる、そういうときがいずれ来るということを言っているのですが、これはいつごろの予想ですか。

○井上(喜)政府委員 私ども、これは一応の前提を置いての話でございますけれども、被保険者数

の減少傾向はこれからも続くわけでございますが、これからの傾向といたしましては次第に緩和をしていくだろうというふうに考えております。大抵昭和七十五年度以降五十万人程度で推移していくのではないかとこのように見通しをしていくわけでございます。

片や、受給権者の方は、これは制度発足の当初かなり勸誘措置等を設けて加入を促進いたしました経緯等もございまして、今受給権者数が急速にふえておりますが、これもいづれ安定をしていくわけでございます。加入者と受給権者数のバランスが保たれてくるのじゃないかというふうに長期的には考えているところでございます。

○武田委員 そのころ、大体好転してこの年金財政の運営の面においても心配ないような一つのめどとして考えられる時期だというふうに伺つてこれはいいわけですね。どうですか。

そのことは今後の加入者にとつては非常に重要なことです。やはり先の見通しがわからぬというところは、これは非常に心配なことでありまして、見通しがはつきりしていてもこういうふうなときどき見通しが暗くなるわけですから、わずかに十五年くらいの間にこういうふうに変な状態になつたわけですね。七十五年という、くしくもあと十五年です。そのときまた、十五年前はそうだったけれども、十五年たつたら途端にまた目の前真つ暗なんというふうなことになる、これは大変なこと、今、言うなれば本当のこの道道を歩いているようなものだから、きちつと舗装をしていて、交通事故のないように、きちつと安全運転できるようにしていくのもこのときの今が大事だと思つたわけですね。その点ひとつ明確にしておいてほしいのですが、いかがですか。

○井上(喜)政府委員 ただいまの点につきまして、農業者年金制度研究会におきましてもあるいは国民年金審議会等におきましても指摘をされていくところとございまして、なるべく早い時期に基本的な検討をするようにということとございまして、私ども、そういう趣旨を体しまして精力的

に検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○武田委員 次に、新規加入の伸び悩みの問題があります。

加入促進、大変な御苦労をなさって、参考人の皆さん、農業会議所の池田専務なんかも一生懸命やっておられる状況です。るお話しされたし、私の宮城県の場合なんかも農業会議の皆さん方が熱心に力を合わせてやっております。それでも非常に苦勞が多くて伸び悩んだということであり、まだ早いと言ったってなかなか加入しないという人が五〇〇〇いる。この点に対する対応をまずどうするかという大きな問題がございますね。半分以上がこれは早いということですから。だから、三十五歳までの若年加入には割引制度があります、この割引制度をもう少し優遇するとか、何とかやはりその点の知恵を絞ってこういう方々の加入を促進する、また、促進のために御苦労なさっている皆さん方にひとつ力を与えてやるようなものを考えつかないものか。今までいろいろ、この日のために研究、努力もなさったのだと思うのですが、そういう一つのお考えはございませんか、これは、どうでしょうか。

○井上(喜)政府委員 加入、特に若年層の加入促進対策が重要になってくるわけでございますけれども、今、そういう若年の後継者に対して保険料を割り引いているところでございますが、これは約三〇〇〇の割引でございます。こういうような特典があるというように十分PRもしながら加入促進をする必要があるわけでございますが、特に、未加入の理由が幾つかあるわけでございます。したがって、私もいろいろといたしましては、その未加入の理由ごとに、つまり未加入者ごとにかなりきめ細かい説明をしていく必要があるかと思っております。年金制度の仕組みでありますか、あるいは農業者年金のメリットというのがあるわけでございますので、そういう点を個々の人に即しましてわかりやすいような形で説明していく必要がある、このように考えておるわけ

でございます。

○武田委員 時間が来ましたので最後に、この制度が発足以来今日まで、いろいろな制度改善の要求がなされてきてまして、いろいろあるわけですが、特にその中で婦人の問題ですね。これはもう前の質問の方にもありましたが、やはり農業に専従する主婦等の年金への加入問題、要するに御婦人の農業に占める貢献度というものを、それをどうして高く評価して今度のこういう法改正の中において今まで特に要望されたものが手を加えられないのかという疑問が私はあるわけであり、そういうもの一つによき方向を提示できないという一層の不満が蓄積されることは私は間違いないと思うのでありますが、この際、この婦人の問題、しかもやはり農業の中に占める重要な位置として評価をしながら、その制度要求の中における重要な問題として善処してほしいと思うのであります。大臣から御答弁をいただきます。そして、私の質問を終わりたいと思います。

○井上(喜)政府委員 地権者でない婦人の加入につきましては前から御要望をいただいているわけでございますけれども、農業者年金といえますのは適期に経営移譲を促進いたしまして、若い経営者によります経営、それから農地の細分化防止等を行っていくということでございます。そういう意味におきまして、農業をやっていること、ほかに、どうしてもやはり地権者であるとかあるいはその後継者であるという条件が必要になってくるわけでございます。

婦人の場合には、現に農作業をしているという事実がございますけれども、こういった地権者であるという点について、まだ農村の方でそのようなことが浸透しない状況にあるわけでございます。現在、兼業農家の主婦の方が使用収益権の設定を受けまして農業者年金に加入している道がございますけれども、私もいろいろといたしましては、やはり何らかの形の所有権なりあるいは使用収益権を持つということがどうしてもこの制度の建前

からいきまして必要ではないかと思うわけでございます。検討課題ではあるとは思っておりますけれども、そういった制度の建前からいって非常に難しい状況にございます。

○佐藤国務大臣 武田先生にお答えいたします。

局長が答弁したとおりでございますが、私は先ほどちょっと答弁しましたけれども、私の田舎におきましてはほとんど奥さんが農業をやっているというふうなことで、そんなことで、ただ、所有権がないからとかあるいは使用収益権をとっていないからとかある、この制度で考えるのはどうだろうか。ただ、問題は、農業者年金制度というものが国民年金の付加年金という性格を持っていることから、制度になじまない点がありますが、今後の例えは負担と給付の問題を含めまして、いろいろ今我が省内に研究会を設けて将来に向けての検討をやろうとしております。その検討の中で十分この点は検討したい、こう思っております。

○武田委員 研究会の話は何度も出ておりますが、私はその研究会が実情に合った、農業の振興に、農村の皆さんの期待にこたえるような内容でもって出てくることを期待しております。そして、本制度が当初の目的のとおり、農業者の老後の保障のために、さらにまた農業経営の近代化を一層促進して、そして農業の振興のために大いに貢献する充実した制度として農業者から期待されるような方向での取り組みを深く切望をいたしまして質問を終わります。どうもありがとうございます。

○今井委員長 次に、中林佳子君。
○中林委員 農業者年金基金法が昭和四十五年に制定されて以来、既に七回の法改正が行われてきたわけですが、毎回この委員会が全会一致での附帯決議がなされてまいりました。一番最近の法改正は、昭和五十六年六月の第三回の財政再計算に基づく年金額や保険料の改定の際に、そのとき、これは昭和五十六年四月二十二日の当委員会が決議されました附帯決議には、

「農業者老齢年金水準の改善、農業に専従する主婦等の年金への加入及び遺族年金制度の創設等についても引き続き検討を進めること。」という項目が入っているわけですが、今回の改正案には、一部死亡一時金の掛け捨て防止の措置が取り入れられてはいるものの、基本的にはこの附帯決議の趣旨が全く生かされていないというふうに思います。

これはやはり、附帯決議がどういう重みを持つのかということに非常に疑問を持っております。全く国会軽視だと言わざるを得ないと思っております。これまでの法改正のたびに当委員会が決議が繰り返されたことも盛り込まれておられないわけですので、決議とは全く、かえって今回の法改正は逆方向を目指すような、そういう中身になって、農民負担の増加などが一層大変になる、こういうことは、農水省として本場に真剣にこれまでの附帯決議を受けとめておられるのかどうか、私はこれが大変疑問に思っています。

大臣にお伺いしますけれども、過去の附帯決議をどのように受けとめておられるのか、そしてまた、なぜその内容が今回の改正案に盛り込まれなかったのか、その点、御答弁いただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 附帯決議につきましては、その附帯決議を尊重いたしまして私どもとしてはいろいろな検討をするわけでございます。ただ、附帯決議のそういう中身がそのまま実現できる場合もございまして、残念ながらそれが実行できないというような場合もあるわけでございます。この農業者年金法につきましても、過去七回の制度改正の際に、今お話しのような附帯決議がなされたわけでございます。この制度改正におきましてもそういった附帯決議を検討いたしまして、我々としてもできることはそれなりに努力をしたつもりでございます。

以上でございます。

○佐藤国務大臣 実は今、局長から附帯決議の個々についてお話をしたいと思ったわけですが、先

生が御指摘になりました、例えば農業者老齢年金の引き上げとか、あるいは遺族年金制度の創設とか、あるいは婦人の加入等の問題等につきまして、いずれも制度の基本に係る重要問題でございます。そんなことで、年金財政への影響も大きいことから、省内に研究会をつくっております。その研究会で十分検討したい、このように考えているわけでございます。

○中林委員 やはり附帯決議を全会一致でやっているのですから、本当に真剣に盛り込んでいただかないと、やはり国会軽視だと言われてもいたし方ない側面を持っているのではないかと感ぜざるを得ないわけです。

今回の改正案を見て私が思ったことは、これまで年金の制定時から常に論議がされておりましたけれども、農業者年金はいわゆる構造政策推進の政策年金であるという側面と、それから老齢福祉の年金という二つの側面を持っていてと言われてきたのですけれども、政策年金の性格が一段と露骨になりました、老齢福祉の年金の側面が随分薄められているというふうに今回の改正案を見るわけです。

端的にそれを見しているのが国庫補助の実質切り下げの点ですね。この年金で、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を進めるための経営移譲年金と、老後生活の安定をねらった老齢年金があるわけですから、今回の改悪によって老齢年金への拠出時の十分の三の国庫補助が廃止されて、一方、経営移譲年金への給付時三分の一の補助が六分の一加算されて、当分の間は二分の一補助へと、わずかながら引き上げられているわけですね。だから、全体で見ると約一割近い補助金の削減がやられておるわけです。ですから、老齢年金への補助を打ち切った一方の経営移譲年金への補助率をふやすというのでは、農水省がおっしゃっていた当初の年金の性格からしても許されないというふうに私は思います。

法の目的にまでうたっている「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上」、これが今回の改正

案では一層後退させられたと言わざるを得ないので、法の目的に反すると思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○井上(喜)政府委員 農業者老齢年金につきましては、もう申し上げるまでもなく、農業経営の近代化でありますとか農地保有の合理化というのを推進するための直接的な政策手段ではないわけでございます。したがって、従来から農業者老齢年金の給付につきましては補助は行われていなかったわけでございます。また、保険料の拠出時に補助が行われておりましたために、結果的に農業者老齢年金の受給権者も国庫補助を受ける、こういう形になったわけでございます。農業者年金制度は、申すまでもなく、政策年金としての役割を片や持っているわけでございます。そういう点から、農業者老齢年金に對しましてはただいま申し上げましたような直接的な補助はなかったわけでございます。

今回、拠出時補助にかえまして、経営移譲年金の給付につきまして従来からありました基本の三分の一補助に加えて、当分の間六分の一の補助を上積みすることにしたわけでございますが、これもたびたび御答弁申し上げておりますように、政策年金としての性格を明確にするという必要があったからでございます。これは、他の公的年金制度におきまして補助が基礎年金部分に集中するというのを考え合わせただければ、このようにならざるを得なかったわけでございます。

○中林委員 どんなにおっしゃっていても、結果的には、二つの目的を持った一方が薄められていて、一方の政策年金、構造政策の方向だけが強まっていく、この感は免れ得ないわけですよ。簡単に言えば、今回の法改正は、保険料をふやして、給付水準を国の補助を減らして引き下げていく、こういうことになるわけです。

そこで、当然農水省としても受給年金額のモデル試算をやっていると思うわけですが、例えば国民年金を含めて農業者年金について三十

五年加入した場合、国民年金は四十年ということになるわけですが、現行と改正後の水準の比較では総額でどのくらい年金額の削減になるのか、これについてお答えいただきたいと思えます。

○井上(喜)政府委員 現行に比べてどのようになるかということでございますが、前提といたしまして四十六年一月から三十五年間農業者年金に加入した者が受け取る年金額は、六十から六十四歳までは月額七万八千五百八十八円でございます。六十五歳以降は国民年金を含めまして八万五千三百四十一円となるわけでございます。これは現行と比べますと、六十から六十四歳で五万一千六百九十二円、六十五歳以降につきましては四万八千二百二十五円の減額でございます。比率で言いますと六〇%、六四%となるわけでございます。

○中林委員 今局長の答弁でもおわかりのように、モデル試算ではありますけれども、六十から六十四歳までで五万一千円の減額、それから六十五歳以上になりますと四万八千円何の減額というのになって、私は大変な改悪だと言わざるを得ないと思えます。今の物価指数で考えてみると、六十歳以上の方が七万円台あるいは八万円台で生活できるとは到底思えないわけですよ。ですから、こういう大変な改悪は私は断じて認められません。

この年金のあり方はもっと追及したいのですけれども、きょうは時間の都合がございますので、次に、特に婦人の年金問題の質問に移らせていただきます。

まず初めに大臣にお伺いするわけですが、日本、日本の農業に對して婦人が果たしている役割、これをどのようにお考えなのか。当委員会でも私たちがお伺いしておりましたけれども、改めて大臣のお考えをお伺いしておきます。

○佐藤農務大臣 中林先生にお答えいたします。先ほどから何回も答弁しているようなことでございますが、農村婦人は農業生産や農家生活の面に大きな役割を果たすばかりでなく、農村社会に

おいても重要な役割を担っております。このような婦人の役割が十分評価され、婦人の社会活動への参加が今後一層促進されることは、農業とか農村の発展のために欠くことができないものと考えております。

そんなことで、我が省といたしましても、婦人の地位の向上に努めるために生活改善普及事業を初めとするいろいろな施策を講じておりますが、今後とも一層こういう面での努力を続けてまいりたいと考えております。

○中林委員 大臣の大変力強いといえますが、頼もしい御発言があったわけですが、中身が伴わないとその大臣のお言葉も生きていかないのではないかと私は思うのです。

私は、昭和五十五年三月五日のこの委員会、農業者年金に對して婦人の年金加入者の実態について質問したことがございます。当時杉山構造改善局長が「加入者の総数は当然把握できておるわけでございますが、その内容がどういいう構成になっているか」ということについてはまだ詳細な調査は行っておりません。こういう御答弁をされて、その後、杉山局長も当時の武蔵大臣も、すぐに調査する旨を約束されております。

そこで約束された調査、すなわち婦人の農業者年金加入の加入要件別の構成、例えば経営移譲した者が娘で経営主であるとか、あるいは不幸にして夫が先立たれた者が経営主であるとか、あるいは夫が厚生年金で妻が農業者年金に加入しているとか、こういうことがどうなっているかという調査を依頼したわけです。既におやりになっていると思えますけれども、おやりになっているならば、いづのような形でおやりになっている、その結果はどういうものであるのかということをお答えいただきたいと思えます。

○井上(喜)政府委員 五十五年の七月に、婦人の被保険者が農地につきましてどういった権利に基づいて農業者年金制度に加入しているかを把握するための調査を六県において実施いたしております。女性被保険者等の実態調査という名称のものでございます。中身につきましては、農地に関連

有

する権利をいたしましては、所権によるものが非常に多いわけでございます。それから配偶者との関係について申しますと、夫が被用者年金に加入している割合が高い地域では夫から使用収益権の設定を受けて加入している例が多い、こういう状況がわかるわけでございます。

それから、その後、今回の制度改正に際しまして、この五十五年の調査を若干補正するというところで、農業者年金基金を通じて婦人被保険者が農地についてどのような権利に基づいて加入しているかを同様に調査をしておりますけれども、この調査対象になりました女性被保険者につきましては、使用収益権の設定を受けて加入している者が二一％というふうになっております。主なるところはそういうところでございます。

○中林委員 私その調査結果についてここに資料をいたしたわけですが、私これを見てびっくりしましたのは、昭和五十五年に私が調査依頼をした以前にも、調査の依頼を津川議員の方から実はなされておりました。それがずっとできないで五十五年におよびになったので、大臣もお約束なされた、佐藤大臣ではございませんけれども、当時の大臣までお約束になったものですから、もう少し生活実態にまで立ち入ったような調査が出てくるか、こういう期待を持ったのですけれども、調査対象がわずか三百九十人、しかも数カ所の地域を抽出したものだということで、わずかの人数の調査になっておられるわけですね。だから、わずかであるならばもう少し立ち入った調査ができなかったものかというのを思うわけですが、あえてこのいたした資料を見ましても、いつも農水省の方から、農家の婦人の農業者年金加入については、夫から所有権ないし使用収益権を設定してもらえば加入できるのだと繰り返して主張してこられたわけでございますけれども、農村における土地の相続関係とか、あるいは所有権や使用収益権を妻に与えるということとは今の慣習とか慣例とかそういうことからすれば、まだまだ行き届かないということが、この非常に

不十分な農水省の調査からも明らかだと思っております。

例えば、女性被保険者の少ない市町村の抽出調査で使用収益権による加入者がわずか九％、それから五十九年度の別の抽出調査で使用収益権、先ほど局長がおっしゃいましたように使用収益権が設定されているものは二一％にすぎない。こうしたことが反映して、農業者年金加入者に占める婦人の比率というものが昭和五十年には四・九％、これも非常に少ないわけですが、五十九年にはピークにして毎年下がっていった、五十九年には四・四％、こういうふうになっていく中で、五十九年には加入者全体、総数も下がっている中でお率が下がっているというところは大変な問題だというふうに思っています。

そこで、なぜこのように婦人の加入が進まないのか、むしろ下がっているのか、その原因は農水省としてはどのようにお考えになっているのか。また加入促進のためにはどのような努力をなさってきたのか、具体例がありましたらお教えいただきたいと思っております。

○井上(喜)政府委員 農業者年金への婦人の加入は、確かに、おっしゃいますように、漸次比率を下げてきておりました、五十九年三月末で四・三％、三万七千人というぐあいになっておりました。

この婦人加入者の割合の低下傾向でございますが、これは農業者年金の加入者の年齢別構成というのがございます。こういう平均的といえますか、一般的な年齢別構成に比べて、女性の加入者が相対的に高齢である、より高齢である、高齢者の割合が高いということ、六十歳に到達いたしますと当然年金受給者になりまして脱退をしていくわけでございます。そういうことで減少をしてきているというふうな考えをわけでございます。逆に受給権者総数に占めます割合を見ますと、これは八・七％でございます、約二万八千人でございます。これは被保険者数に占める婦人の割合の四％と比べてかなり高くなっておりますわけ

でございます。

それから、最近の新規加入で特に婦人の状況を見ますと、これは五十八年度でございますが千七百二十人、新規加入者総数に占めます割合が六・〇％、それから五十九年度では二千四百十六人というところで、新規加入者総数に占める割合が八・六％というところで、これはかなり高くなってきたというように私も考えるわけでございます。

それから、農村婦人の年金への加入促進の努力でございますけれども、現行の農業者年金制度は地権者とそれから後継者、こういうことを対象にしているわけでございます、婦人がそのような立場にありません場合には男子と同様の促進のための努力をしようと思っております。

○中林委員 いろいろ数字をお挙げになって、高い数字も、高いと言っても六％などというのは高くは全くないわけですが、四％よりも高い婦人加入者の数字をお挙げになってごまかそうとなさいますけれども、これは農水省が少しも、なぜ婦人の加入がふえていかないのかということを実際に考えていない証拠だと思っております。ですから、結果は婦人の加入が少ないというのはこれは歴然としておることでございます。そこに目を向けないでいろいろな数字をおとりになって、これはごまかしだというふうに思っています。

実は私、ここに関東弁護士会の連合会が「農業婦人の地位」というシンポジウムをまとめたものを持っていて、この中で昭和五十八年に実はこういうシンポジウムをおやりになっております。そこで農業婦人の実態調査、とりわけ農業者年金についての実態調査や意識調査というものを非常によく調べておられます。七百十六名を対象にアンケートをとっておられます、それは非常にきめ細かい中身になっておるわけですね。

民間の団体がこれだけ詳しい農業者年金に対する農業婦人の意識調査、実態調査をおやりになっているときに、農水省があの程度の不十分な調査でお茶を濁そうとされるのだしたら、これは決して

で、いつも農村婦人の農業者年金に対する加入がふえるように努力をしますとおっしゃってても、空文句になると思っております。どこがネックなのかというところをはっきりお調べになるためには、もう少し念入りの再調査が必要だというふうに思っていますけれども、大臣、約束していただけないでしょうか。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。今、局長が答えたとおりでございますが、女性被保険者の全般的動向については大体把握できておると思えますが、御指摘の点を含めまして一遍調査をいたしまして、重ねて実態把握に努力したい、こう考えております。

○中林委員 続いて、その調査とあわせてひとつぜひ農水省として取り組んでいただきたいのは、ここに私、地元の農業会議でどのようにこの農業者年金について指導なりをなさっているのか、使っているパンフレットがあったらぜひ下さいというところで伺いたしたかったものが、この二つなんです。それは「農業者年金はあなたの年金です」というのと、「農業者年金加入促進のてびき(一問一答集)」、この二冊でございます。

この中でずっと調べてみましたけれども、婦人が加入できる条件、婦人について特別一項目でも起こしてあるかと調べましたら、全くないわけなんです。農水省の方から別に、まだ資料はありますよというところでこういうパンフレットをいただきますが、こちらだけ、この分だけには婦人の農業者年金に加入する道筋といえますか、それが書かれてありました。しかし、それでも私はやはり非常に少ないと思うのです。

この関東弁護士連合会が調べになった中で、こういう一項目が起こしてあるわけですね。「一定の要件があれば農村婦人も年金に加入できることを知っていますか。これに対して「知っていない」と答えた人、これが、農業者年金の存在を知っている中で実に九四％の人たちが知っていないわけですね。つまり、農業者年金に加入できないと思込んでおるのです。

ですから、農水省がいつもおっしゃいますよう

に、使用収益権の設定があれば婦人も加入できるのだというところをもっと指導しなければ、今のようになに土地の所有だとかあるいは使用収益権みたいな権利が若婦人の方に移動していく、そういうことは今の日本の慣習、農村の実情からいえば、かなり積極的なこうした指導がなければ道が開かれないと思うので、そういう婦人の農業者年金への加入の道が開かれるのだというような行政の強力な指導、これをやっていただきたいと思います。

○井上(書)政府委員 農業者年金制度は、別に男だけとか女だけという制度ではございませんで、一定の要件に合致いたします農業者が加入できる制度でございますので、一般のパンフレット等につきましても、男女の区別をしないでよくありふれた説明をしているのではないかと思います。特別に女性だけを取り上げて解説する必要がありましかつても、男女通じての制度でございますので、そういうこともしていいかたではないかと思っております。

ただ、婦人の問題につきましては非常に関心が高いわけでございますし、決して婦人もこの制度の対象外ではないということについては、今後とも十分注意をして、そういう趣旨についてもよく徹底するようにしてまいりたいと考えております。

○中林委員 私は、婦人加入の問題だけ特別のパンフレットを一冊ぐらいつくられてもいいぐらいの問題だと受けとめております、今の実情から考えれば、ぜひその点を強く要望しておきます。

それから、加入の問題とあわせて次の三点、簡潔な御答弁をいただきたいと思うので、すけれども、一つは厚生年金と同じように遺族年金制度をこの農業者年金にも導入すべきではないかという点。それから経営移譲の相手の要件ですけれども、直系卑属にその配偶者も含める、こういうことをぜひ改正の中に含められないかということ。三つ目に被保険者が死亡した場合、該当被保険期

間の配偶者への継承を認める方策がとれないのか。とれるかとれないかそれだけで結構ですの、簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。

○井上(書)政府委員 まず、農業者年金に遺族年金を導入できないかというところでございますけれども、これについてもたびたびお答えいたしておりますように、農業者の配偶者の老後保障は国民年金によって行われるという建前になっておりますので、農業者年金に遺族年金をさらに仕組むことは困難でございます。今回の改正につきましても、死亡一時金につきましてはその支給対象を拡大をした、こういうことはいたしております。

それから第二点目でございますけれども、被保険者が死亡した場合に配偶者等がその地位を承継できるようにできないか、こういうことでございませうけれども、年金制度におきましては一身専属的な性格のものが多いわけでございます。したがって、夫婦といえどもその地位を譲り渡すことはできないわけでございます、これについても困難と考えております。

それから第三点目の直系卑属の配偶者を後継者移譲の相手方として認めるかどうかでございますけれども、現在の農村の実態からいいますと、直系卑属の親から経営移譲を受ける蓋然性が低いというところから、直系卑属並みに後継者移譲の相手方とすることはできない、困難であると考えます。将来の検討課題であると思ひますけれども、現状はそうように考えております。

○中林委員 最後に、このように具体的に提起をいたしましたし、この委員会でもその三点についてはいろいろと論議されてきたのです。大臣おっしゃいましたように、婦人は非常に今の日本の農業に対して大きな役割を果たしている、地域社会にも大きく貢献しているのだ、このように頼もしい発言をされていたにもかかわらず、内容が伴わないのです。

農業従事者の婦人たちは、男性と同等あるいは男性以上に働いておきながら老後の社会保障の制度というものは本当に保障されていない。夫の年

金で間接的には一定の生活保障はあるでしょうけれども、自分が働いたその苦勞が本当に報われるかどうかという点については全く道が開かれていないというところで、本当に残念でなりません。ことは御承知のように国連婦人の十年の最終年です。大臣もその所管の一端を担っておられます国内行動計画の総仕上げの年でもあるわけですから、農水省がやらなければならぬ一項目、大臣も御承知だと思ひますけれども、農山漁村婦人の福祉の向上、こういうことが華がっているのです。ですから今回の改正案、私どもは改悪だと思ひますけれども、本当に農家の負担がふえていくという状況の中で、せめてこうした婦人に対する何らかの農業者年金に対する改善策、これをぜひ検討いただきたいと思います。大臣の婦人に対するお考えを裏づけるものとして、ぜひその御決意をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。第一番に、農業者年金というのは国民年金の付加年金であるということをお断り願ひたいと思ひます。そういうことで、今度の改正におきましても一時金の支給範囲の拡大等の措置をとったわけでございますが、ただ今後の問題として、婦人の加入とかあるいは遺族年金制度の創設等の婦人に対する措置につきましては、いずれも制度の基本に係る重要な問題でございます。そんなことで、今我が省に将来のいわゆる財政問題を含めまして研究会をつくっております。そういう形で、年金財政に与える影響等も配慮しながら慎重な検討をいたしたい、こう考えております。

○中林委員 終わります。

○今井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員長 この際、本案に対し、上西和郎君から修正案が提出されております。上西和郎君

君。農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○上西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。修正案は既にお手元に配付したとおりであります。

以下、案文の朗読を省略し、その内容を簡単に御説明申し上げます。第一点は、経営移譲年金に係る年金額格差の導入規定を削除したこととあります。

すなわち、改正案では、いわゆるサラリーマン後継者などに経営移譲した場合の年金額につき、四分の一の引き下げ格差を導入することとしておりますが、本措置は、農業者の老後の保障に支障を生じさせるだけではなく、年金制度のあり方並びに農村社会の実態等を全く無視したものであり、断じて認めるわけにはまいりません。

このため、修正案では、格差の導入を図る本規定を削除し、経営移譲した者に対しては、現行法どおり、すべて同額の年金を支給することとしております。

第二点は、農業者老齢年金の額を引き上げたこととあります。農業者老齢年金の額の引き上げについては、日本社会党は過去三回にわたり独自の修正案を提出した経緯があり、その理由と必要性は各委員が十二分に理解されているところと確信しております。

ところが、改正案の内容は、その額を逆に引き下げるものとしており、関係者の期待を全面的に裏切るものとなっております。

このため、修正案では、その額を二倍に引き上げ、農業者の老後保障の充実を図ることとしております。

第三点は、農業者寡婦年金制度を創設したこと
であります。

現行法は、婦人の年金加入が実質上制限されて
いるとともに、遺族に対する保障も他の公的年金
制度に比し著しく立ちおくれであり、その改善が
強く要請されておりますことは御承知のとおりで
あります。

このため、修正案では、経営移譲年金の受給権
者であった夫が死亡した場合において、六十五歳
未満の妻があるときに、その妻が六十歳に達した
ときから夫の経営移譲年金の未支給期間の月数に
相当する月分の農業者寡婦年金を支給する制度を
設けることとしております。

第四点は、農業者年金の受給資格期間として通
算する措置の対象範囲を拡大したことでありま
す。

すなわち、農村地域工業導入促進法に基づき導
入された工業に就業した後、一定期間内に当該工
業に係る工場の移転または廃止に起因して離職し
た者について、その者の被用者年金加入期間を農
業者年金の受給資格期間として通算する措置を講
ずることとしております。

第五点は、保険料の引き上げ幅を縮小したこと
であります。

すなわち、改正案では、保険料の額を昭和六十
三年以降昭和六十六年まで毎年八百円ずつ引き上
げることとしておりますが、この引き上げ幅は、
農家の負担能力をはるかに超えるものであり、か
つ、他の公的年金の保険料引き上げ幅に比べても
非常に厳しいものと言わざるを得ません。

このため、修正案においては、毎年の引き上げ
幅を四百円に縮小し、農家負担の軽減を図ること
としております。

第六点は、国庫補助の引き上げであります。

すなわち、修正案では、以上の修正に伴う必要
財源について、これを国庫補助の引き上げ等によ
り措置することとし、このため、現行法の保険料
に対する国庫補助の規定を復活させるとともに、
新たに、農業者老齢年金の給付に要する費用の額

の三分の一に相当する額を国庫負担する規定を設
けることとしております。

このほか、政令事項ではありませんが、後継者の
年金への加入要件及び後継者に対する経営移譲要
件となっている後継者の農業従事期間三年以上に
ついては、これを一年以上に短縮することを強く
要求するものであります。

以上が修正案の内容であります。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願いい
し上げ、趣旨説明を終わります。(拍手)

○今井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ
りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条
の三の規定により、内閣の意見があればお述べ
ただきたいと存じます。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの修正案につきま
しては、政府として反対でございます。

○今井委員長 これより農業者年金基金法の一部
を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括
して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、日本社会党・護憲共同を
代表して、政府提案の農業者年金基金法の一部を
改正する法律案に対して反対、日本社会党・護憲
共同提案の修正案に賛成の討論を行うものであり
ます。

昭和四十五年、日本社会党は、すべての働く農
民を対象に老後の福祉の向上を目的とする農民年
金法案を提出し、構造政策の推進を目的とした農
業者年金基金法案に対し強く反対してまいりまし
たことは御承知のとおりであります。

その後十五年、農業者年金制度は、政府の意図
した政策目的の達成されず、早くも財政的
危機に直面し、制度の存続自体が危惧される状
況に立ち至っております。年金財政悪化の要因
は、本制度が経営移譲の促進という構造政策の推
進にのみ力点を置き、加入者の大幅な制限を行っ

ていることなどにあり、その責任は挙げて政府に
帰すると言っても過言ではありません。

しかるに今回の改正は、公的年金制度の抜本的
改正という大義名分に名をかり、年金財政の悪化
を糊塗するため、給付水準の引き下げや保険料の
大幅引き上げなどという各種の改悪を強行しよう
とするものであり、断じて賛成するわけにはまい
らないのであります。

以下、反対の理由を、論点を絞って具体的に御説
明申し上げます。

反対の第一点は、年金水準の大幅な引き下げで
あります。

すなわち、今回の改正案では、特定譲受者に経
営移譲した者が受給する年金額の水準を現行水準
の六〇〇程度に引き下げ、さらにサラリーマン後
継者等に経営移譲した者が受給する年金水準につ
いては、現行水準の四五〇程度にまで引き下げる
こととしております。

本措置は、農業者の老後の生活安定に支障を与
えるばかりか、農村社会の実情を全く無視した行
為と言わざるを得ません。特に、同額の保険料を
納付した者に年金額の格差を導入することは法的
にも問題があり、本来平等を旨とする年金制度に
あっては例を見ない改悪であります。

また、農業者老齢年金の水準引き下げは、農業
者の強い要望を裏切り、かつ、国会の附帯決議を
無視したものであります。

反対の第二点は、保険料の大幅な引き上げであ
ります。

すなわち、改正案では、初年度の保険料を八千
円とし、以降、毎年八百円の引き上げを行うこと
としております。被保険者はこのほかに国民年金
の保険料をあわせて納付することになっておりま
すが、近年の農業所得の低迷の中にあつて、こう
した高額な保険料は農家の負担能力をはるかに超
えるものであります。今回の保険料の引き上げ
は、農民にも恩給をという本制度発足の趣旨に反
するばかりか、今後の年金加入の促進を図る上で
大きな障害要因となることは明白であります。

反対の第三点は、厳しい年金財政事情の中で、
国庫補助の引き下げが行われることでもあります。

すなわち、改正案では、保険料の拠出時補助を
廃止し、総体的な国庫補助率の引き下げを行って
おりますが、このことは本年年金制度をして政策年
金として位置づけた政府の責任を全く放棄したも
のであり、断じて認めることのできない措置であ
ります。年金財政の健全化を図るため、国庫補助
の引き上げを行うことが政府の責務であります。

このほか、今回の改正では、関係者がかねてか
らその実現を強く要望し、かつ、国会においても
幾たびか附帯決議として取り上げてきた事項、す
なわち、遺族年金制度の創設、婦人の農業者年金
制度への加入等については何らの改善措置も講ぜ
られていません。これらの事項は本来の年金制度
のあり方から見て当然の要請であり、政府の怠慢
こそ非難されるべきであります。

今回の改正案は、こうした農業者の期待を全く
裏切るばかりか、制度の後退をもたらすものであ
り、断じて容認できません。

以上、改正案に対する反対理由を要約して述べ
てまいりましたが、そのいづれもが制度の根幹を
なす重要な問題であり、日本社会党・護憲共同は
その改善を図るべく、この修正案を提出した
ところであります。

修正内容は、昭和六十一年度において三百七十
二億円の国庫補助を引き上げることにより、経営
移譲年金に格差を設けないこと、農業者寡婦年金
制度の創設、受給資格通算措置の改善、保険料引
き上げ幅の圧縮など、いづれも農業者の切なる要
望にこたえ、農業者年金制度の改善、充実のため
時宜を得たものと確信いたします。

以上、政府改正案に反対の理由を申し述べ、日
本社会党・護憲共同提案の修正案に賛成の態度を
明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 私は、日本共産党・革新共同を代表
して、本案並びに修正案に反対の討論を行いま
す。

第一に、本改正案は、軍拡と財界奉仕、国民生活犠牲の臨調路線に沿った年金制度の改悪の一つであり、農民の老後保障と生活安定に重大な攻撃となっており、給付水準を四割も切り下げるという、これまでになかったこの制度始まって以来の改悪です。他方、保険料の毎年の上げ幅を二倍とし、今ですら大変な農家負担を大幅にふやすものです。この改悪は自民党農政の展望のなさと相まって、農業者年金についての農民の不安を大きくし、ひいては同制度の存続に響きかねません。

第二に、農民負担の大幅増と引きかえに国庫負担の削減を図っていることです。我が党の試算、政府の答弁によっても、今後五年間で農民側は四百数十億円の負担増、国負担がその約半分の分減するということです。農民への一方的犠牲を強いるやり方は断じて許されません。

第三に、特定受給者以外に経営移譲した場合に四分の一差をつけ、政策年金としての性格をむき出しにしています。本来、経営移譲の有無にかかわらず、農民に勤労者並みの年金支給は当然であり、ましてやその相手方の違いによって格差をつけるとは言語道断であります。

もう一つ反対の理由は、要望の強い農業専従の妻の加入、年金加入期間の配偶者への継承等の問題も本改正は取り入れておりません。

以上の具体的な理由で、我が党は本法案の撤回を強く強く求めるものであります。

社会党さんが一生懸命に出してくれた修正案も、現状維持、一定の改善項目を含んでいることは私たちが認めるにやぶさかではありませんが、農業者年金の根幹である経営移譲年金引き下げを認め、給付の切り下げをやるという本法案の核心となる改悪を基本的に正しておりません。同調できません。

最後に、我が党は、国と資本家の負担で六十歳から夫婦で十万円、単身者七万円の最低保障年金をつくり、その上に本人の拠出に見合った年金額が上積みされ、農民の老後に真に保障される年金

制度の抜本的改善を目指して奮闘することを表明し、反対討論を終わります。(拍手)
○今井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○今井委員長 これより採決に入ります。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、上西和郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立少数。よって、上西和郎君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○今井委員長 この際、本案に対し、島村宜伸君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本制度が農業者の老後の保障と農業経営の近代化等に果たす役割の重要性にかんが

み、左記事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的運営に遺憾なきを期すべきである。

一 年金財政の健全化を図るため、制度のあり方を含め国庫負担等各種の方策を検討するとともに未加入者の加入促進に努めること。

また、保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえて設定すること。

二 特定受給者以外の者に経営移譲した場合における経営移譲年金額の格差については、農業者の老後の保障等に支障を生じさせないよう配慮すること。

また、農業者老齢年金水準の改善に努めること。

三 農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金制度の創設、農業に専従する主婦等の年金への加入等について引続き検討すること。

四 後継者の年金加入及び後継者に対する経営移譲の際の農業従事要件の緩和について検討すること。

五 被用者年金に短期間加入した場合に農業者年金の受給資格期間として通算する措置について、適用範囲の拡大を検討すること。

六 本制度及び本制度と関連する各種公的年金制度の仕組等について、関係者に対する正確な知識の普及を図り、年金制度の適正な運営に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通して委員各位の十分御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
島村宜伸君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○今井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○今井委員長 次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

佐藤農林水産大臣。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤農林水産大臣 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件

が上積みされ、農民の老後に真に保障される年金

の提案理由につきまして、御説明申し上げます。
国有林野の管理経営等を行う機関として、現在、全国に十の管林局及び四の管林支局が設置されておりますが、本省等に置かれる地方支分部局の整理再編成の一環として農林水産省設置法附則第八項において管林局の統合のために必要な措置を講ずるものとされております。

これを踏まえて、政府は、国有林野事業の改善を図るため、長野管林局と名古屋管林局とを統合し、管林局を長野市に、管林支局を名古屋市に置くこととしております。

この案件は、これに伴い、長野管林局の管轄区域を現在の名古屋管林局の管轄区域を含む区域に変更するとともに、名古屋市に名古屋管林支局を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○今井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 ただいま提案をされました件について若干の質疑を行うものでありますが、ただ、私も委員会の扱いとしては、提案をされてすぐ質疑に入るというのは異例な措置でございまして、これは慣行化されるべきものでないことをあらかじめお断りしておきます。

ただ、昨年の十二月以降、既に予算との絡みでこういう名古屋管林局の支局化という問題が世上の話題となっておりまして、その後の扱いにつきましてもいろいろな手当てが行われているというふうな経過等を考慮いたしまして、私ももととして、この承認を求める案件に對しまして一定の論議をいたしたい、こう思っているところであります。

あらかじめそのことをお断りしながら、まず最初に、今回の名古屋管林局の支局化を初めとする統廃合について、その理由をたゞしておきたいと思ひます。

○田中(恒)政府委員 お答え申し上げます。

国有林野事業をめぐりましては内外ともに大変厳しい状況が続いておりますが、昨年国有林野事業改善特別措置法の改正がなされたわけでございまして、これに基づきまして、昨年の六月に、昭和五十九年度以降十年間に自主的な改善努力を一層徹底することを基本とし、さらにあわせて所要の財政措置を講ずる内容の新たな改善計画が定められたわけでございまして、

管林局の統合につきましては、この計画の中の自主的な改善の一環といたしまして、国有林野の経営管理の適正化を図るという上で極めて重要な課題であると認識をするわけでございまして、さらにまた、国の行政改革の一環といたしまして、これも避けて通れない課題であるということから、これを計画、実施することとしたものでございします。

なお、この際に考えましたこともあわせ申し上げますと、やはり現業組織としての現に果たしております機能は今後も発揮されなければならぬという観点から慎重に検討いたしまして、昨年暮れ、十二月二十九日の閣議決定におきまして、昭和六十年八月を目途に、長野管林局と名古屋管林局とを統合し、管林局を長野市に、管林支局を名古屋市に置くことに決めたところでございします。

○島田委員 ところで、この二つの局が統合されるということによりまして、地域的にも、守備範囲ですね、あるいは機能的にも、また事業的にも随分大きくなるようでありまして、このように大規模になるに及んでいろいろな不都合な面が出てくるという心配を私たちは持っております。こんな大規模な管林局で、しかも太平洋側から日本海側に抜けるような大きな管林局になるわけであります。

す。従来も抜けてはおりますけれども、真ん中の一番急峻な地帯などがここに入るわけでありまして、適正な管理が果たしてできるのかどうかという点について若干の懸念を持つものであります。いかがですか。

○田中(恒)政府委員 現在は十管林局で管理をしておるわけでございしますが、これらの管林局の業務の実態あるいは地理的条件等を総合的に勘案いたしまして、この中の二つを統合いたしました場合に、引き続きその統合された局が国有林野の管理経営を適正にかつ円滑に実施することができるとかどうかという点から検討を加えたわけでございします。

統合いたしますと九管林局になるわけでございしますが、長野、名古屋の統合をいたした場合の管林局の位置づけを見ますと、管林署の数におきましては九管林局のうち四番目、あるいは管理面積につきましてはちょうど五番目というふうな比較的中庸の規模の管林局が生まれますので、これらの管理経営につきましては十分可能であると判断をいたしまして計画をしたところでございします。

○島田委員 さらに、先ほどもちょっと触れましたけれども、大変急峻な森林地帯というのが多いわけでありまして、アルプスを持つております。したがって、ほかの管林局管内の状況と比較してみますと、管理等については、かなり苦労の多い急峻地帯をたくさん抱えているという点では大変大事な管林局であり、また任務も大きく重なり、とりわけ、これら統合によって国土保全上の問題点などが心配されるのでございしますが、支障はございせんか。

○田中(恒)政府委員 お話にございましたように、名古屋管林局は中部山岳地帯をも抱えておりまして、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮につきましては大変重要な役割を果たしております。治山事業等も重要な事業としてこれを実行しておるところでございます。

を十分に考慮いたしまして、現在名古屋管林局が果たしておりますこのような機能はそのまま確保されるように、名古屋管林局を管林支局として引き続き存置するとともに、管轄区域内の業務につきましては、従来どおり、管林署、担当区事務所、事業所等を通じて行うこととしたところでございします。したがって、今回の統合によりまして、そのような最前線におきます国土保全あるいは国有林野の適正な管理につきましては支障が生ずることはないものというふうに考えておるところでございます。

○島田委員 ないことを願うのでありますけれども、しかしなかなか山は険しゅうございまして、それから一昨年ですか、大きな災害が起こりましたね。ああいう災害が起こっても、空の上からやらいしが行き来ができないというふうな地形的な特徴を持つていて、そういう大きな管林局に今度なるわけでありますから、この点一つを考えてみても私はかなり心配が残るのであります。長官が、私に言わせれば、かなり特徴を持った管林局として本当に残してはしかなかった管林局だと思っております。ですから、私もこの廃止あるいは統廃合には強い反対をいたしました。

とりわけ、木材の流通面而言えば、中部地方の経済のかなめであり、同時にまた我が国の銘木を中心とした流通の要衝の地点でもあります。ですから、こういう点で言いますと、国産材、外材それらすべてを含めましていわゆる重要な拠点局である、こういうふうに位置づけがされてきたし、また私は、この位置づけはこれから先もそんなに

変わるべきものではないというふうに、名古屋営林局を幾度か視察をさせていただきまして、その特徴に対して一定の評価を持っていた一人でございます。

特に、このような地理的な利便性を持つておる、重要な役割を果たしてきているこの名古屋営林局を支局化するということには、それなりの意味あるいは目的があった、そういう点で、冒頭にこの統廃合の理由というものを私は聞きました。

確かにいろいろな理由があったのでありますが、最後に、後段のところでは長官がおっしゃった行革路線、これに押し切られた格好になっているのであります。私は、今までこの営林局が果たしてきた役割というのがこれよりも後退するということ、支局化になるわけでありまして後退は免れないのでありますけれども、私が今する述べてまいりましたような特徴ある、しかも重要な任務、役割、我が国の木林流通の拠点的な役割、また森林・林業の発展のなかめという、数え上げますと名古屋営林局はどこから見ても統廃合されるべき筋合いのものではないものが支局化されたということでございます。私は、この後退は極力避けるべきだ、こういうふうに思っているのですが、私の心配するようなことは杞憂にすぎないかどうか、この際長官の決意を伺っておきたい、こう思います。

○田中(恒)政府委員 先ほど申し上げましたような事由によりまして名古屋営林局を営林支局としたわけでございますが、この検討に当たりまして、やはりそれぞれの営林局の地域に果たす役割等につきましては改めて思いをいたしたと申します。十分内容の検討をいたしまして、支局化に当たりまして、名古屋の大きな特質であります、中部圏の経済の中心である、長く木材都市として重きをなしてきた、特に、今日の木材、林産業界が抱えております需要不振を打開する、そういう任務のために格好の立地条件にもあるということから、名古屋支局には新たな需要開発セン

ター、これは仮称でございますけれども、これを設置いたしました。国有林材の流通改善はもとよりであります。ひいては国産材、木材全般の流通改善、需要開発をも担わしめるということに考えているわけでございます。

○田中(恒)政府委員 最近、国有林に對していろいろ新しい要請が多くなつておるわけでございます。また、国有林もそれに対応していろいろやらなければならぬ任務もふえております。例えば、この需要が低迷している中でありますれば、国有林材のPRというものが非常に重要であります。また、国民の皆さんからの森林、緑に對します関心がだんだんと高まってくる、非常に高まっているわけでありまして、その中で国有林野事業の果たす役割を理解してもらうためにはどういうことをすればいいか。森林レクリエーションもございましょう、あるいは、分収育林、分収造林の制度をいろいろ対象に活用いたしまして門戸を広げていく、触れ合いの森などもそうございまして、こういう新しい国有林と国民とを結び制度を積極的に展開していかねばならないと思ひます。

○田中(恒)政府委員 先ほど申し上げましたように、名古屋支局には、大都市にあり木材都市である名古屋営林支局におきましては、そういう任務を重点的に果たすには非常に適切な立地条件にあるということから、仮称、需要開発センター

を設けたいというふうに考えておるわけでありまして、この任務、業務といたしましては、やはり先ほど申し上げましたように、国有林材の流通改善、木材需要の開発のために大いに働いてほしい。さらに、ああいう都市にございまして、都市と山村との交流による森林レクリエーションあるいは分収育林等の事業を、需要を開発、促進いたしまして、効果的にこれを推進する組織として働いてほしいというふうに考えております。それを具体的にどういうふうにかつくりした業務内容として定めるかというところにつきましては、まだ内部検討をいたしておりますが、大体そういうふうな今申し上げましたような内容を盛り込んだ組織といたしたいというふうに考えておるところでございます。

○島田委員 第二次の営林署の統廃合で熱田営林署がなくなりまして、木材販売所という名前に変つたわけですね。私は熱田営林署に二度伺つておりました。特にこれは、先ほど特徴ある名古屋営林局ということを申し上げましたが、特に熱田は水中貯木場を持つておりまして、名古屋城の築城のときにつくられたと言われている運河みたいなのがあります。そして、その水中貯木場を含めて大変大面積を持つておりました。

私は、これは大変特徴もあるし、こういうのを残しておくことはこれから大事な我が国の文化の保存にもつながるなというふうに当時考えたのであります。残念ながら、金に困つて、営林署がなくなり、あそこも半分以上処分をしたというふうなことで、歴史と、そういう大事な水中貯木場という特徴ある機構というものが失われてしまつた。大変残念に思つておるのでありますが、現況はどうなつておりますか、ついでにちつとお聞きたいと思ひます。

○田中(恒)政府委員 先生のお話にありましたように、ちょうど熱田貯木場が白鳥貯木場という大変ゆかしい名前がございまして、東京の旧猿江貯木場は江戸城の築城資材とか江戸市内のいろいろな修復用材等、大変長いそういう歴史のある貯

木場がございまして、これまでは大変大きな効用も果たしてまいりました。

その後、トラック輸送の発達でございましていろいろな条件によりまして、だんだん町中にあるという重量を積んだトラックが出入りをして仕事をするとはいかぬかなものかと、だんだん郊外にそれが移るような傾向に実はございまして、熱田貯木場につきましては、何といひましても、あそこが水中貯材をするために材質が非常によく保たれるというふうな特徴もございまして、不況期にあそこが貯材することが、また材質低下も防ぎながら貯材できる、そういう弾力的な販売もできるといふ有利さが実はあつたわけでございます。

ただ、また反面、いろいろな製材工場の乾燥能力の向上とかということもありまして、流通の中であつた水中貯材方式が果たしてそれだけの効果を生み得るかどうかという点なども検討はしなければならぬと思つております。

それから、今と申します、熱田貯木場が名古屋市のちょうど真ん中、最高の立地条件のところになりまして、将来にわたつてその条件下に於いてどのような貯材、販売業務をすればいいか。立地的にはいいわけでありまして、そういうPR効果、宣伝効果のある業務をあそこを展開することはいいのではないかと、その掘り割りを伝わらないでトラックが走るということはどうかと、いろいろ問題もございまして、現在営林局におきましては、地元業界の中長期的な希望なども聞きながら、将来あの貯木場をどうしていくかということについては内部的な検討を進めているところでございます。

○島田委員 そうそう、言われれば、大変優雅な名前の貯木場だったというのを今思い出しました。

ところで、まだ半分ぐらい残っているわけですが、私はあのとき、私の地元からも銘木が集められておりまして、ナラ、イタヤカエデ、ああいう大変価値の高い木材が展示されておりました、何

か同時に入札場所として皆さんがそこで木材の取引も行われるというような、そういう機能を持っていたように思いますが、この機能はそのまま残っているわけですか。

○田中(恒)政府委員 現在も国有林材の定期的な入札が行われる場としては、恐らくあの地域ではあの貯木場だけであらうと思います。定期的な入札が行われて、しかも、木材の利用方法につきましてもあの中京地区の業界の皆さんは大変すぐれた技術を持っておりますものだから、非常に活気のある、熱気あふれた入札が、あそこでは毎月行われておるといふふうな状況でございます。

○島田委員 そうでした。カンナなんか、物すごいでかいのが私どものところから送り込まれてきていて、当時説明を聞きまして、強烈な印象になつて残つておるのであります。

そういうこともあって、先ほど御説明のあった名古屋営林支局に伴いまして需要開発センターというものを、まあ仮の名前だそうではあります。これを置いて一層機能の充実を図つていこうというお考えだろつたというふうに受けとめます。

大変結構なことではあります。しかし、今までのいろいろ長官のお話を承つてきまして、私は、名古屋をなぜ営林支局になんかしてはいけないのか、世の中なんぞ合理化、合理化だなんて言つた部分だつてあるわけでありまして、たつた一局が物すごく国有林の合理化の上に貢献をするんだなどというふうには思いません。むしろ合理化が不合理になつてゐる場合だつてあるのではないかと。こんなふうには思ひます。今回の名古屋の営林支局化というのは、私はまさにその典型的なものでないかというふうに思ひます。

ところで、これまでの統廃合、つまり北海道の四つの営林支局化、そして今度の名古屋営林支局の支局化、これで五つ支局化され、営林署では既に十六の営林署が統廃合されました。今度、恐らく

ことしの秋ごろになるのではないのでしょうか、既に九つの営林署の統廃合が、箇所づけはまだこれからでございましょうが、数の上では決められてゐる。

私たちはこうした点を大変心配いたしまして、これまでの統廃合に際して、その都度林野にかかわります国会論議の場を通じて附帯決議を行ひ、特に地元サービスの低下や職員の勤務条件の低下を招くことのないように、議論を通じて指摘をしまひましたし、また附帯決議でもこれを明確に指摘をしまひましたところでございまして、これらの附帯決議の趣旨が本当に生かされてゐるのかどうか、私は疑問なしとしません。今も申し上げましたが、合理化、合理化と言つてゐるうちに逆に不合理化になつてゐるのではないかと、意識せざるうちに不合理な状態をつくり出しているのではないかと、いふふうにも思ひますが、いかがでしょうか。

○田中(恒)政府委員 昭和五十三年の最初のいわゆる特措法の際にも、あるいはその後五十九年の一部改正の際にも、国会におきまして附帯決議をちょうだいをいたしておるところでございます。

やはりその精神と申しますか、地元へのサービス低下を来さないように配慮すること、あるいは配置が等々に当たりまして職員の処遇、勤務条件について適切な配慮を行うようにという内容でございまして、例へば地元サービスに関するところにつきましては、営林事務所設置によつて代替する、あるいは分室という形で対応をする、あるいは治山事業所を設けたり、時には事業課を設けるとか、いろいろそういう十分代替し得る機能の整備に努めたり、それから、その他の方法といたしましては、かねて地元から要望の多い林道でありますとか、治山事業でありますとか、あるいは国有林の活用事業でありますとか、そういうことにつきまして極力前向きに対応するということをいたしまして、円滑な統廃合ができるように配慮をしたところでございます。

また、異動をやむなくされるころの職員に対しては、希望を第一、第二、場合によつては第三希望まで聞き取りまして、業務実行上の要請もありまされども、さらにそういう職員の希望についてもできる限りの調整を図り、円滑な配置がえができるようにこれまで努めてきたところでございます。

○島田委員 長官はさうおっしゃつておられますけれども、実際、私も現地の声としては必ずしも地元住民が納得をしてゐると思へない面もございまして、中には強い不満を残したままになつてゐるところもないとは言へません。そういう点では、あくまでも地元サービスの低下を来さない、それから職員の勤務条件に重大な支障を与えない、この二点は、私も今後強く心してやらなければならぬ点であらうかと思つております。

そして、支局化は当然であるといふふうなことになると思います。これはまずまず国民の山づくり参加の道を我が方から閉ざすことになりかねません。行政の側からその道を閉ざしてはいけない。そう考えますときに、やはり地方を合理化していくといふのはむしろもうやるべきだ。そして、どんだん山づくりに国民の皆さんの参加と合意をいただいていく、こういうことのために、地方にむしろ広げていくことが必要なんです。支局化を図つたりあるいは営林署をなくしたりするといふことは、国民参加の道を閉ざしながら国民意識に逆行するといふやり方になると私は思うのです。

ところで、大臣、これ以上、局を廃止したり統合したりするような、そういうスケジュールはもうお持ちにならないでしょうか。この点、確かめておきたいと思ひます。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

○佐藤国務大臣 先ほど島田先生にお答えしましたが、長官が答えたとおりでございまして、昭和五十五年に改正された農林水産省設置法や五十九年十二月二十九日の閣議決定等に基づきましてこ

れは実施するものでございまして、現時点においては、これ以外の統廃合の計画はございません。

○島田委員 大臣を初め役所の皆さん方も、一番私どもの様な言葉をお使いになる、現時点ではどうか、ただいまのところか。そうすると、あした以降のことはわからぬといふことではありますね。これは私はちょっと困ります。これ以上九つの営林局をなくするようなことはスケジュールにはないのでしょうか、あつてもらつたら困る。

ここは大臣、やはりあなたの責任で、仮にそういう外圧がかつてきても阻止するといふ構えが欲しいといふことを含めて、この際、大臣のお考えを明確にお聞きをしておきたいと思つてゐます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。実は、私はいつまで大臣をやつてゐるかわかりませんが、私の在職中はそういうことはございせん。

○島田委員 そういふことをおっしゃつてはいけません。それは大臣、三年も五年もやれるなんてだれも思つてゐないです。しかし、できれば二年や三年はやつてほしい。農林水産大臣、あなただけではなくて、大臣の首のすげかえが余り早過ぎるので、行政の側、役所もついていけないし、国民もついていけない。だから行政が混乱する、それが国民にも混乱を与える、影響を与える、こういうことになる。

長くと言つても、そんなにとんでもない長くないでいつたつてそれは通らぬ話でございますが、もうあと半年もないのだからという気持ちで言外ににじませて、私、佐藤守良の責任を果たすでは、それは個人的なお話でございまして、農林大臣としてこれはだめだと言つたら、次の大臣に申し送つていただくぐらいの気構えと決意があまりになりませんといふのではないでしようか。それが、大臣がかわつたらどうなるかわからぬと逃げばかりでありまして、我々の方で心配していることがまさにそのとおりになつていくようではもう議論する意味もないわけでありまして、○佐藤国務大臣 先ほどから言つておりますことでございますが、私の承知する限り、ということ

を言っておるかどうかわかりませんが、とにかく私の考えではこれ以上の営林局の統廃合はないと確信しております。

○島田委員 ところで、局ばかりではございません、ほかの機構等を含めまして統廃合の今後のスケジュールはどうなっておりますか。

○田中(恒)政府委員 組織機構の簡素化、合理化に關します全体的な流れでございすけれども、営林署につきましては五十三年の最初の計画時点で約一割を統廃合するという方針が決まられて、それが順次二回にわたり行われ、現在三回目の九割が計画されておる。途中におきまして、その年その年の行政改革の推進についての閣議決定の中で年次の計画が定められておったわけでありす。

営林局につきましても五十五年の農林省設置法の一部改正の際に定められまして、それが五十九年一月の閣議決定あるいは五十九年末の実施方針というふうに、何回も、その路線を固めてお申しますか、そういう形で慎重に進められてまいりました。そういう実行の過程におきまして林野庁も随分いろいろな経験、勉強を積み重ねてまいりました。組織機構を簡素化するということは、今後とも私も長くしゃつていかなければならぬ任務でございすけれども、過去におきましていろいろ貴重な経験を積んでまいりましたので、それらを十分踏まえて今後のことにつきましては慎重に考えていかなければならぬと思っております。

当面の計画といたしましては九営林署の統廃合でございすが、これにつきましても、内部的な業務といたしましていろいろな検討はいたしておりますけれども、これも、決定いたしましたまでで地元に対します説明、意見の聴取等を十分行いまして、円満な実行ができましたように最大限努力を尽くしていきたいと思っておりますが、スケジュール等についてはちょっとまだ御説明できる段階にはございせん。すぐ差し迫つてという段階にはまだございせん。もうちょっとおくれるかと思ひます。具体的なスケジュールはまだ定めて

はございせん。

○島田委員 まだ具体的には手をつけていないというお話でございすが、前二回の統廃合の際にも私も強く申し上げましたが、長い歴史そして伝統に支えられ、また地域の住民の皆さんとは非常に親密的な、また期待の大きい役所として、その存在の重みは筆舌であらわし得ない営林署もたくさんあるわけではございす。そこを生木を裂くようにしてやるといふことは断じてやるべきではない。だから十分な話し合い、理解と協力が求められておる。こういうことを大前提にして進めていく。私はこうした営林署の廃止に対しては断固反対であります。反対でありますけれども、どうしてもおやりになるあなたの方の姿勢を阻止できないとすれば、最小限、地元の理解と協力が得られ、こういう前提を崩してまで強行することはもう許せないという気持ちで私たちは今も強く持つておりますので、この点については念を押しておきたいと思ひます。

ところで、これは国際森林年、総理初め国際森林年ということとスローガンにしているいろいろなことをおっしゃつています。耳に新しいこともあり、あるいはまた古い古きことと言葉をかねておやりになったり、いろいろなことを言葉をかえておっしゃつておられるわけでありす。しかし問題は、口で国際森林年を繰り返すだけではオウムと同じでございまして、これを実行に移すということが私は大事だと思ひます。もう半年になんかんとしておりますが、国際森林年の元年にふさわしい森づくり、あるいは森林の見直し、緑づくりが進められておるのだろうかということになりますと、私はどうもいま一つぱつとした感じがいたしてなりません。

何といひましても国際的な森づくりという大変大事な初年度でございす。この大事なときに機構の縮小を行ふなんというの、本当は時代逆行も甚だしい、むしろ緑に背を向けたやり方だ、私はこう思ひます。国際森林元年にふさわしい地域振興を含めて国有林の経営のあり方を問い直さ

なければならぬだろう、私はこう思ひつておるのでありすが、残念ながら国有林財政は厳しさを増すばかりであります。その認識において私は大臣とそう大きく変わつておりません。いや、ほとんど認識を一つにしているでございす。ただ、こうした大事な森づくり、森づくりの中核的な、あるいは先駆的な、また模範的な役割を果たさなければならぬ国有林が、今日、財政の危機を迎えているということは国民にとつて大変悲劇であります。ですから、私たちは毎回国有林の財政再建を具体的に提言をし、またそのときのトップに立つておられる農林大臣の決意を促してまいりました。

この際、大臣の所信を伺つておきたいと思ひますが、たまたま五月十九日の毎日新聞でございすが、東京の小平市に住んでおります八十七歳になるおばあちゃん、自分でこつこつとためた二百萬円の浄財を、私の北海道にトマツの美林をつくる、こういうことで、「おばあちゃんのお金」ですか、こういう名前前でこの貴重なお金を拠出されました。これは東京小平市と同じ小平と書くのでありますが、北海道にオビラと読みます小平という町がございす。これは留萌にあるのでありますが、この町と姉妹関係を結んでおりました、読み方が違つても名前が同じというところで、おばあちゃんはそこに大変強い愛着を持つておられたようでありす。

たまたまトマツの森をつくらうという呼びかけが小平町民の間から起こつてまいりまして、それを知つたおばあちゃんが、先ほど申し上げました自分のなけなしのとの子二百萬円を出しまして北海道に植林をしよう。特にこれは子孫に財産を残すためというのではなくて、日本の現状を見ていますと、世界の樹木を、森を切り尽くして、これは文明国日本、あるいはまた世界の大事な仲間入りをしていこうとする日本の姿勢としては間違つておるのではないかと。そうやって世界の森を切り尽くしながら、国内的には荒れほうだ、これではどうも情けない、こうした緑が衰え

ていく危機感に駆られたそうでございす。

それで、子供たちにも孫たちにも、緑こそ人間の友達だ、毎日そうやっておばあちゃんが教えておられまして、それを口先で言うだけではなくて、今度は実行に移そう、こうお考えになつた。ちなみに、この方は大変才媛の誉れ高い人でございまして、現在の青山学院大学の御卒業で、間もなく九十歳におなりになるという方でありす。

しかし、こういう方が東京の真ん中に住んで、日本の緑、世界の緑を心配されているということ、一面ではありがたい、うれしいことではあります。一面では大臣、あなたに対して強い警鐘を鳴らしておる、忠告をしておる、こういう方たちから警鐘を打たれるなどというのは、本当は大変ありがたい長官、行政に携わつておられる皆さん、僕も含めて大変これは無念なことではございす。そういう意味で、大変い私たちに對する、孫、子供に残す教訓ばかりではなくて、政治家や行政に携わつておる役人の皆さん方にも与える大変とうい教訓ではないかと私は思ひます。これはぜひ生かしていただきたい、こう思ひます。

昨日の私の隣の多田さんのおじいちゃん、おばあちゃんの話といひ、きょうのこの八十七歳の田村さんというおばあちゃんといひ、私どもは本当にこうした先輩からいふようなよい教訓を受けなければならぬ、実はそれが自分の体にも定着しないばかりか、口先だけではいまいことを言つてもなかなか行動に移すことができないでいるというのは、この際大いに反省すべきことではないか、こんなふうに思ひます。

国際森林年、どうかこの国際森林元年にふさわしい我が国の緑づくりに、たまたま時の大臣になつた佐藤善良という人の、今後、緑というものにかける情熱というものが明確に国民の皆さんにわかるようにするというのが大事だ、この際、大事な点ですからあえて大臣にお尋ねをしたい、こう思つてこんな事例なども申し上げながら、その決意を伺う次第でございす。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたします。

今の八十七歳の田村さんというおばあちゃん、大変ありがたい、うれしい話でございます。そんなことで、今長官と話していたのですが、できればその人を訪ねて何か感謝の気持ちをあらわしたいな、こんな話をしておいたわけでございます。本当にありがとうございます。

実は、今先生からも御指摘があったわけでございますが、国際森林年でもあり、また、最近の森林・林業に対する国民の関心が高まる一方、これを取り巻く環境が非常に厳しさを加えているというところは先生も御存じのとおりでございます。

そんなことでございまして、国有林野事業がその課せられた使命を果たすために一番大切なことは、経営の健全性を確立するということだと思っております。そんなことで、その一環として組織機構の簡素化、全理化は避けて通れない課題であります。

また、統廃合の実施に当たりましては、二つの大切な問題点があると思っております。その一つは、国有林野事業の機能の低下あるいはまた地元関係者に対するサービスの低下を招くことのないように配慮してまいることが大切だと思っております。

そんなことで、今後の国有林野事業の経営に当たっては、新改善計画の着実な実施により、経営の改善を図りながら、三つの重要な使命の達成に努力したいと思っております。その一つは、林産物の計画的な持続的な供給、また二つ目には、森林の有する公益的機能の発揮、三つ目には、山村地域振興への寄与、こういう重要な使命を果たすべく、今後とも努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○島田委員 国有林の財政再建というのは大変緊急を要する点でございますが、これはまたもう少し時を改めて、時間をもう少しいただけて十分私の考え方も具体的に述べさせていただきたい、こう思っておりますので、その機会に譲りたいと思います。

たまたま毎年この時期になりますと、次年度の予算がそろそろ動き出すところではないかと私は思っています。既にそれぞれの役所のセクションにおきましては、六十一年度予算の問題について検討が進められているのだらうと思っておりますが、私は、昨年そして一昨年、二年にわたりまして、与党の皆さんとも国有林の財政再建についての意見交換も幾度かさせてもらいました。

これは十分とは言えないのでありますが、我が党の委員長と中曽根総裁、総理との間の党首会議においても、森の問題、緑づくりの問題、あるいは森林・林業を通して子供の教育の問題などなど、大変大事な点に絞って幾つか問題提起をし、そしてお互いの合意も一定程度得たところであります。また、その後は、書記長・幹事長会議、あるいはまた政策にかかわる部分もございまして、与党の政調会長あるいは我が党の政審会長、このレベルにおきます会議においても幾つかの問題提起をしております。

与党の皆さんからも、この点は大変重要であるという認識で合意をいただいているところでありますが、予算化となりますとなかなか難しい。しかし私は、まずそういう点が解決されれば、相当国有林の財政再建並びに我が国の緑づくりに大きく貢献するのではないかと、今その点では確信を持ちながら、六十一年度予算についても、この点はやっぱり重ねて主張し、政府当局における予算の段階において具体化できる十分な検討をぜひお願いしたいものだと思っております。きょうは三点だけ申し上げたいと思っております。それで何かをお聞かせ願いたいと思っております。

何といいたしても急がなければならぬのは間伐でございます。これも認識はもうほぼどこも一致するわけですね。戦後の造林地一千万ヘクタール、そして特にここ近年緊急に間伐をしなければならぬ面積が、政府・林野庁の発表によりましても百九十万ヘクタールある、こういうことであります。本格的には昨年から力を入れておるわけでありまして、それにしても、緊急を要する間伐にわずか五十億程度しかつかないのでは、

とても私は事業が円滑に進むとは思われません。ことしも既に相当間伐が六十年度予算で進んでいると思っております。まず、この進捗状況というものがどの程度になっているのかお聞かせをいただきたがら、私は大臣、これは国民的な課題と位置づけてもいいんじゃないかと、そうでありまして、言うまでもないことでありますが、間伐がいくつある、除伐がおろそかにされることによつて、もう正常な成長を遂げられない林が、道路、国道を通っただけで目に入ってくるぐらいであります。いわゆるもやしみたいにな木になっているのですね。これでは私は、せっかく国産材時代を迎えるという、そういうことが決して遠くない目の先に迫ってきているのに、このありさまでは、せっかくの国産材が全く無価値に等しいようなものになってしまふ。これは何としても急がなければなりません。

そのために、ことし、六十年度予算で、先ほど申し上げました党首会議、政調・政審会長会議で、少なくとも政府・林野庁が要求している五十二億に、二十五億を積み増して七十七億ぐらいは六十年度予算で必要ですということを私は強調したのであります。しかし、実現しませんでした。五十二億でした。

これは私はどうも残念なんで、ことしはぜひ間伐が進んでいって、今の予算のこういう状態でいきますと、長官がお考えになつていらっしゃる短期間でとても間伐は促進しません。十年以上かかってしまいます。そんなことをやっていたら一千万ヘクタールの全体の間伐が大幅に落ち込んでしまふということになりかねません。ぜひ間伐促進を願いたい。

時間があと五分しかないという通告でございますから、一つ一つお聞きしているという暇がなくなりましてから、一遍にお聞きいたします。

もう一つは、子供に教育の場、森を開放しよう、それを私たちは教育森林という名目で六十年度の予算で明確に要求いたしました。これは大臣、そんなにべらぼうに金がかかるものでないの

ですよ。私どもは五千万ぐらいあればいいと思います。五千万あったら五十万所は優にできると思います。まず調査をしていただきまして、子供たちが体を通して山を知り、そして、国民の森づくりにこんな若い子供たちにも参加を願うことによつて、一緒に山を親も山を見直すようになってくるでしょう。やはり国民の意識を森に向けさせる、緑にしっかりとくぎづけさせるということが私は大事だと思うのです。これをぜひことしは実現してもらいたい私は思っています。

それから三番目は、国有林の財政再建でありますけれども、何といつても一般会計をふやしてもらわなければいかぬし、利子補給対策を含めて償還条件の緩和など、やらなければならぬことが大変たくさんある中で、重点的に申し上げますと、こういう点が改善されていくということが当面国有林の財政再建に大変大きな効果を発揮する、こういうふうな思っておりますが、もちろん山の問題、これだけの予算要求で終わるものではないと思っております。ただ、私は六十年度の今の予算を要求し、与党の皆さんとお話をさせていただきまして、三つの問題点は、ことしも、六十一年度の予算要求の段階でも忘れていただきたくない大変大事な課題であるという点で、きょうは三つに絞りました。その点だけを強調させてもらっているわけでありまして、いかがですか。

○田中(恒)政府委員 最初に、間伐に関連してでございますが、私どもの調査によりますと、緊急に間伐をしなければならぬ、緊急と申しますのは、この数年、例えば五年ぐらいの間にはぜひとも間伐を行わなければならないような危殆状態がそれがあると思われまして、百九十万ヘクタールぐらゐに考えております。したがって、年に平均四十万ヘクタールぐらゐとお考えいただいてもいいのではないかと。現在の実行水準が大体二十五万ヘクタールでございますので、ちょっとといえますが、大分足りないわけでございますが、現在の五十二億の間伐予算につきましては、地域の牽引車になるような、これが誘い水となつてずつ

と周辺の間伐を促進していけるように機能してほしい。予算でもって全体の間伐をカバーするというのは非常に難しい点でありますので、牽引車になってほしい。

そのためには、伐採から最後の売れるところまでをカバーできる、昨年よりもずっとその辺では充実した、伐採から搬出、販売に至るまでのいろいろな施策を採用し得る新間伐促進対策、そういうのを中心にこれは考えているわけでございます。

また、ことし林業をめぐる論議がいろいろ盛んになりました折に一番問題になりましたのは、やはり間伐のおくれでございまして、中長期対策の中でこれを手当てをしなければならぬという強い御要請もありますので、現在、さらにどのような手段をもって間伐を実行することができるか、庁内でも検討を進めているところでございます。

次に、二番目にお話しございました教育森林でございます。大変幅広くいろいろ利用することのお話でございましたが、名前はどうかあれ、私ども、特に国有林におきましてはそういうふうな御要請には極力こたえるように指導もいたしておりました、やはり実際に造林、下刈り、あるいは単なる観察だけでもよろしい、そういう森林に触れることが大変貴重な教育効果があるということから、分収造林制度を入れてもよろしいし、分収育林でもよろしい、あるいは体験造林とか、あるいは単に、低学年であれば自然休養林の中を歩くといいですか、そういうふうな観察でも、自然観察林というものも設けられますし、いろいろな形で、その地域の本来の御要請を具体的に伺って、次代を担う青少年のためにどのように国有林を役立たせ得るか、あるいはこれは公有林におきましても、むしろ国有林よりも弾力的な対応が可能であるかと思いますが、そういう方向で次代の国民のための森林の活用にはこれまで以上に力を尽くしていきたい、名前はいろいろありましても、それを動員しまして、そういう目的のために活用してまいりたいと考えております。

〔衛藤委員長代理退席、委員長着席〕
○島田委員 長官、申しわけないが、時間が来ましたので、国有林のところはまた時を改めます。問題提起だけにどめておきます。よろしゅうございます。

そこで、大臣に最後に、二千億か三千億か知りませんけれども、木材の関税の問題で、新聞にもそんな報道がありました、それは私は断固としてそういう金をどこからかでもとにかく集めるというか取ってほしい、そうやって国内対策をやってほしい、その決意だけひとつお聞きしておきたいと思っております。

○佐藤国務大臣 今、長官が答えている最中であつたわけですが、率直に言いますと、間伐材の問題でございまして、結局間伐材をどうして安く出すかというよりも、その前に林道、作業道の整備が必要だと思っております。そんなことで、木材の価格というものを考えてみると、原木代よりもむしろ輸送費が余計かかる、そういう形にならないかどうかというところで、大体今四九%が間伐の時期にきていると思っております。それをどうするかというのが総合対策でございまして、そんなことで、今の形では、何とか総合対策を予定どおりやりたい、それには当然林道、作業道を含めて、コストをどう安くするか、基本的に実は大切なことは、今の木材の価格は五十五年に比べて低下していると言いますが、高いということ、木材の価格をどうして下げるか、それは輸送費を安くすることです。それはできるのです。そうすれば木材にも明るい未来ができる、こんなことをもちましてその総合対策を今鋭意検討中でございまして、御期待に沿えるように頑張りたい、こう思っております。

○島田委員 終わります。
○今井委員長 次に、吉浦忠治君。
○吉浦委員 私は、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件でお尋ねをいたしたいと思っております。

最初に、営林局の整理統合の問題についてお尋ねをいたしたいのですが、昨年、林野三法がかかりました折に、私どもは名古屋営林局管内を調査させていただきました。特に下呂営林署、または東濃ヒノキの本場でありましたところの付知営林署等、大変意欲的に仕事をされている印象を受けてまいりました。今、その名古屋営林局を廃止して長野営林局に統合ということ、新たに名古屋営林支局を設けるに至った経緯、また、何を基準にそのような判断をされたのか、この点をまず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○田中(恒)政府委員 現在、十営林局があるわけでございます。これを一局を統合いたしますと九になるわけでございますが、その二つの組み合わせにつきましては、どのような新しい営林局が生まれてくるかということにつきまして、業務の実態あるいは地理的条件等を総合的に勘案して検討をいたしたわけでございます。

統合されました後におきましても、その国有林野の管理運営が適切かつ円滑に行われ得る態様であるかどうか等を見たわけでございますが、最終的に総合的な判断の結果決まりました現在の長野・名古屋案におきましても、統合をいたしましたことができます新しい営林局が、いろいろな指標がございまして、例えば営林署の数におきましては九営林局のうち真ん中辺の第四位、あるいは管理面積におきましてもやはり真ん中辺の第五位というふうに比較的中庸な規模の営林局として生まれますので、円滑な管理運営も可能であるというふうに判断をいたしまして現在の案にしたわけでございます。

○吉浦委員 そうしますと、今回の改正はいわゆる地方自治法の第五十六條第六項の規定のところになっておりますので、法の建前からいたしましてもしいわゆる地方自治とかかわりが問題だと思われかけておりました、当然愛知県あるいは名古屋市等の関係各県及び市町村等の理解と協力を得なければならぬというふうに考えるわけでありま

けれども、その点のように協力を得られたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○田中(恒)政府委員 今回の統合を検討するに当たりましたは、いろいろ関係いたします県当局あるいは県議会の関係者の皆さんを初め、地元の世界その他広く多くの方々から御意見を伺っていたところでございます。それぞれ長い伝統と地元で密着した仕事をしておる営林局でございますので、大変厳しい御意見がいろいろあつたわけでございまして、今回の計画を実行せざるを得ない経緯等につきましては説明をいたしまして、理解を得るための最大限の努力を払ったところでございます。

また、決定いたしました後におきましても、広く地方公共団体等に対しましてはその経緯を説明して、理解と納得が得られますように最大限の努力をしたわけでございます。したがって、一〇%とまでは申せないとは思いますが、最大限の努力によりまして一定の御理解をいただきました。したがって、今日一定の御支援と申します、御了解を得られた形でこれを進め得る段階になったものというふうに考えておるところでございます。

○吉浦委員 やむを得ないところもあつたのではないかと推察するわけでございます。

したがって、今度はその名古屋営林支局の組織機構というふうになるわけでございますけれども、一部一課というのを削減するかわりに、需要開発センター、これは仮称のようでございますけれども、設けるといふふうに聞いていたわけでありますが、これにどのような機能を持たせて運営なさろうとなさっておられるのか、この点を御答えていただきたい。

○田中(恒)政府委員 名古屋市が日本有数の木材都市であり、大生産都市であり消費都市であるというふうな条件から、現在の木材需要が非常に低迷しておるときでありますし、国有林材もPR活動を積極的に推進することが非常に重要であります。また、その材の販売のみならず、国民の皆さ

んからの森林、緑に對します関心が非常に高ま
ておる中で、国有林野事業の役割を理解して
いた、そういう中から森林レクリエーション
は分収育林、触れ合いの森づくり等、国民と
有林とを結ぶこのような制度、これを積極的
に外へ向かって展開していく。

そういう任務は名古屋の置かれた立地条件
からして非常に地の利を得ておるといふ判断
から、仮称でございますが、需要開発センタ
ーというものを設けまして、今申し上げまし
たような業務を担当し、推進させたいといふ
ふうに考えています。

○吉浦委員 局の削減とそれから支局の設置とい
う機構改革でありますから、実質的にはそれ
ほど変化してはいないのかというふうに私は
考へるわけですが、これからの問題として、
営林署の整理統合を九カ所行うということが
既に閣議決定をされておるわけでありませ
う。これをどのようにされるおつもりですか。

さきに地方自治とのかかわりの問題をお尋ね
をいたしましたわけでありませうけれども、
営林署の方がむしろ私は過疎対策上深刻な
問題をもたらすのではないかというふうに
考へておるわけでありませう。これをどう
いうふうにお考えなのか。

○田中(恒)政府委員 これまで、五十三年
度に九営林署、五十六年度に七営林署を
それぞれ統廃合を行つたわけでありませ
う。いづれも地域にとりましては古い、親
しまれたと申しますか、そういう役所であ
りますので、大変貴重だと申しま
す。いろいろな意味で苦しい経験なども積
み重ねてまいりまして、それらに関連いた
しまして、国会におきましても、地元に対
するサービス低下を防ぐ問題、あるいは
関連する職員の労働条件の低下を招か
ない措置等につきまして決議をいた
しておるわけでございます。

いたしてまいりたいと思つております
けれども、従来からの地元地方公共団体等
の理解と協力を得る努力を、これまでの
経験を踏まえましてさらに徹底をした上
で計画をまいりたいと思つておるわけ
でございます。

○吉浦委員 昨年の十二月の閣議決定によ
りますと、六十二年度末までに営林署十九
カ所の統廃合、それから診療所等の整理
統合、それから林業講習所北海道支所の
廃止、それから六十年年度千五百七十
十人の定員削減、基幹作業員等の新規採
用停止、こういう措置が予定されていま
す。果たしてこの措置だけでいゆる国有
林野事業の収支の改善にどれだけの寄与
ができるのか。

守りの姿勢だけではいゆる職員の士気の
低下をもたらすのではないかと、私は心配
をいたしておるわけでありまして、も
っと需要開発の努力をすべきではないか
というふうに考へるわけでありませう。こ
の点のようにお考えなのか、お尋ねいた
したい。

○田中(恒)政府委員 さきに御指摘のあり
ましたいゆる経営改善、合理化と申しま
すのは、大體身を切る性格のものでござ
いますので、出血といひますか、非常に
痛いと申しますか、やはりそれに耐えて
でも合理化をしなければならぬというの
は、経営効率を重んずる現業の使命と申
します。大変つらくてもやらなければなら
ないといふことでございますが、やはり職
員に對しましては、現在の情勢のもとにお
きましては、そういう身を切る努力も当面
しなければならぬという必要性、必然性
を十分理解してもらつてこれを切り抜
ける、士気の低下をすることなくこれに
立ち向かつてほしいといふふうに考へて
おりますが、単に切り込むだけの合理化
でもって対応できるものではなく、積極
的に打つて出るといふ戦略も先生御指
摘のとおり必要だと思つております。

それが特に収入の確保のための販売戦
略にあらわれておるわけで、最近におき
ますと、従来は一定のものを切つて売
つておりましたけれども、例へば、全部
注文を受けてその仕様に従つて生産す
るとか、材質の低下するときは生産を
ストップするとか、購買案内なども民
業の知恵をかりた工夫を凝らすとか、
特に販売につきましては大変積極的な
努力をされております。主に主要な木
材の販売だけでなく、分収育林を拡大
するに際しまして、あるいは国有林野
の総合的な利活用をいたしまして、外
の要請と申しますかニーズをよくとら
えていくように、打つて出る積極的な
経営改善についても十分これからの力
を尽くしていきたいと思つておるわけ
でございます。

○吉浦委員 その分収育林制度について
ちよつとお尋ねをいたしておきたい
のですが、国有林野事業は既に一兆円
の債務の累積があるわけでありまして、
この年間の金利だけで七百五十億
円に七・五％とした場合に金利だけで
七百五十億円という負担がかつていま
す。国有林野事業の収支の改善は早急
の課題ではないかと思つておるわけであ
ります。その第一歩として昨年から始
められたいゆる分収育林制度は今後
その一助になるのではないかと考へて
いるわけでありませう。

昨年、試験的に八百八十カ所募集した
ところ、三・五倍の応募があつたと聞
いておるわけでありませう。四億円の
収入があつたと言われているわけであ
ります。国有林の七百五十万ヘクタ
ールのうち二百三十万ヘクタールが
人工林で、その八〇％が植林後三十
年以下のものといふ聞いておるわけ
であります。そのすべてに分収育林制
度を適用することはできないといは
れまして、相当数がその対象となり得
るのではないかと考へます。そうなら
ば、国有林野事業の収支の改善は大に
期待できるのではないかと考へるわけ
ですが、本年はどのような計画をお持ち
なのか、この点をまず最初に伺つてお
きたい。

○田中(恒)政府委員 昨年、試験的に
実施をいたしました際には、ただいま
お話しございましたように、約三倍半
の応募がございました。もちろんこの
収入はいゆる利子がつかないといふ
非常に不利な点もございますし、将来
は造林地の伐採量も非常にふえます
ので、それが今の苦しいときに前倒
しの形で収入として得られるという
利点があるわけでございますが、現
在の林分の構成からしまして、形
式的に林齢からみ見ますと八割程
度が非常に若い林齢でございま
すけれども、将来、主伐収入でその
ときの国有林を管理経営しなければ
ならない任務もあつて、市場の規模
とか幅、深さと申しますか、果た
して長期にわたつてどういふもの
であるかという点につきましては、
去年一年だけの経験でございま
すので、ちよつとまだ見定めかねる
点がございます。

本年もそういう意味で、計画をいた
しましては約五千八百ヘクタール、
これは全国の営林局、支局におき
まして面積を五千八百ヘクタール、
口数にいたしまして約二万一千口
にしております。これを春と秋、二
回に分けて公募したいと思つてお
るわけでございますが、これへの
応募状況をよく分析いたしまして
将来の可能な規模などが推定でき
るのではないかと、今のところは
まだちよつと見定めかねるという
のが実情でございます。

○吉浦委員 林野庁は五万人の職員が
いらつしやるし、おやめになった
OBの方が二万人いらつしやる
と聞いておるわけでありませう。こ
の方々にも何らかの御協力を得られ
るような方法はないのかどうかとい
うことを考へておるわけでありませ
う。

また、一口五十万という金額であり
ますので、これは容易ではないこと
はよくわかるわけでありませう。例
えば郵便局とタイアップしたクレ
ジット制度の導入とか、参加しや
すような方法で、状況をつくつて
大に役立てていただければとい
うふうに考へるわけですが、どう
いうふうにお考えでございますか。

○田中(恒)政府委員 この分収育林の
構想が発表になりましたときに、退
職者の団体から、自分たちも大変
いい時代に国有林に働いた、今後
は非常に苦勞しておる、こういう
制度に積極的に応募することによ
つて応援の気持ちをあらわしたい
といふこと、個人としての応募を
なさつた方も

ちろんいるわけですが、さらに、多くを出せない先輩もおりますので、そういう全退職者が集まりまして団体をつくりまして、それはもう永久寄附という格好で回していこうということから、だんだん資金も数千万集まっておるわけですが、そういう団体として取り組む、個人として取り組むという二つの動きが退職者にもございます。

また、職員につきましても、直接この業務に携わっておる職員は一応できないことにはなっておりますが、自分が一生働く職場のことでありまして、これに応募していきたい、昨年は民間の方が多過ぎましたので、割り込んではいけないうで皆控えておりますけれども、これは職員からも相当の応募はあるものと考えております。

それからまた、なれた方のノウハウを活用すると申しますか、いろいろ銀行とか私どもには弘済会とか、そういう難しい販路開拓を代行し得るような、民業の活力を利用して広く販路獲得できるようなところもあるかと思っておりますので、委託セールス方式ということも可能ではないか、これも採用できる見込みで今検討しておるところでございます。

また、一般公募ばかりですと大口の契約がなかなかできないということもございまして、非常に密接な関係のある、水で非常に関係の深い市町村とか電力会社などというところにつきましては随意契約の道も開けるのではないかと、こういうことで事務的な詰めもいたしております。そういう手だてを講じまして、相当量の契約ができればという努力しておるところであります。

○吉浦委員 「随より始めよ」という中国の古いことわざもございすけれども、佐藤農水大臣も何か先駆けて一口お求めになるようなお話を聞いておりました、大変喜んでおるわけでございますけれども、その分収育林制度の内容について、例えば複層林等を対象として途中で配当ができるようにするとかという充実の方法はないかどうか、そうして定着を図るべきではないかというふうに考えておるわけですが、その点、ど

ういうお考えでございましょうか。

○田中(恒)政府委員 分収育林につきましては、農林大臣も、お孫さんのも含めまして六口の応募をさせていただきまして、何とかうまくくじに当たるようにひとつ……。

今、複層林のごとでございしましたが、やはりいろいろな森林の機能を考えますと、従来のような単純な一斉造林、一斉皆伐方式の連続ではいろいろ問題が生ずるということも考えられますので、今後必要な地域、条件におきましては複層林施策を積極的に取り入れたたい。これは国有林、民有林ともに、今後いろいろな総合的機能を発揮し得る施策として重要な位置づけをいたしておるところであります。

○佐藤農水大臣 先生にちょっとお答えいたしますが、今の先生のアイデア、非常にいいと思っております。今、私は郵便貯金とか金融機関のクレジットは余り考えていなかったところでありまして、そんなことで、郵便貯金とかあるいは生保、損保、銀行業界に話しましてそこをタイアップする、そういうことで、基本的には緑を守るということで御協力願うということでもぜひ推進したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉浦委員 余り時間がございますので、ちょっとまとめてお尋ねをいたしておきたいのですが、環境保全と林業施策の整合性についてお尋ねをいたしたいと思っております。

いわゆる林野事業と自然環境保護とのかわり合いでございすけれども、ある意味ではこれは永遠の課題ではないかと思うわけでありまして、我が国に残っている原生林は、貴重な国民の財産として次の世代に継承していくべきものというふうな考えをいただいております。

先日木野野長官にお会いいたしましたして、祖母傾山系の原生林の保護等について申し入れをいたしましたわけでございますけれども、大分、宮崎県にまたがる祖母傾国定公園の秘境と称されるところであります。奥深い現場にあって、薄い表土層を持つ急傾斜の岩石地帯に形成される原生林や

天然林が、既に広域の伐採をされ、土砂あるいは岩石を流出させつつ、無謀な林道開設等が行われた形跡があるわけでありまして、予想を上回るそういう状態のようでありまして。

そこで、長官に申し入れた点で、こういうすぐれた景勝地や観光資源を初め、他に例を見ない貴重な動植物等も豊富に生息しているわけでありまして、このように林業活動にあっては、これまでの姿勢を改めて、自然保護との整合性も考えなければいけぬのじゃないかというふうに考えているわけですが、これらも、どのように対処されるおつもりなのか、これが第一点。

それから、原生林等の保護区域を拡大強化する場合に、その経営管理に要する経費が大変かかるわけでございますから、これを独立採算制を原則とするいわゆる国有林野特別会計とは別枠のものとしてお考えになる必要はないのかどうかというのが第二点。

第三点に、今後の課題といたしまして、昭和六十一年度から実施予定のいわゆる地域施策十カ年計画の策定の折に、国有林は国民共有の財産であるという認識のもとで、事前に地元の住民なり自治体、自然保護団体等も含めまして関係情報を提供したり、あるいは必要に応じて十分な意見調整を行ってその策定をされなければならぬというふうに考えるわけでありまして、なるべく簡単に結構でございますので、この三点をまとめてお答えをいたしたいと思います。

○田中(恒)政府委員 国有林の施策につきまして、昭和四十八年に大きな転換をいたしました。自然環境の保全でありますとか形成でありますとか、そういうことに十分配慮した施策をするようにこれまでいろいろ指導をしたわけでございますが、実際に実施した結果、完全にその目的どおりでない、あるいは今考えまして問題なしとはいえない事例等もあるわけでございます。したがって、今後は十分それらに気をつけまして、いわゆるきめ細かい施策を行う、施策計画においてきめ細かく、あるいはそれを実行する営林署に

おきまして、地域を知悉した営林署として適地適木の仕事ができるようにさらに指導を強めてまいりたいと思っております。

それから、国有林の中には、おっしゃいました公益的機能の低いところもございすし、また学術上非常に貴重だということもございす。それらが大変入り組んだような形でありまして、国有林としては一体的にそれを管理しておるわけでございますけれども、率直に言って公益的機能のみだということも相当量あるわけでございます。

そういうところの管理経営に関する費用はどうあるべきか、負担はどうあるべきかということについては、一昨年来いろいろ議論もございまして、私どももこれから国有林の実態を世に知っていただく上でもそういう調査、検討がなされなければならぬということから、昨年から、外部機関も活用いたしましてこの点の検討を進めておるところでございます。

それから、施策計画の樹立に当たってでございますが、これまでやはり地元の関係団体あるいは市町村等の公共団体に山の経営につきましての御意見を聞きながら、それを取り入れるべきものは極力取り入れるようにはしてまいりましたけれども、今日考えまして、必ずしもそれが十分とはいえない点もあったかと思っております。関心も非常に高まっているところでもありますので、正しくそういう意向を把握できますように、現地の実情に即しまして適切な手段を講じてそういう意向の把握に努め、反映させるべく努力をしてまいりたいと思っております。

○吉浦委員 最後に大臣にお尋ねをして、終わりたいと思っております。

本年はFAO理事会が決定いたしました国際森林年であります。我が国でも「君の未来、緑の地球」というスローガンを政府と民間団体が協力しながらその決定をして、記念事業を行うことになつておるわけでありまして、単に本年度だけのお祭り騒ぎで終わらせるわけではなくて、地に

根差した国民運動にすべきではないかというふう
に考えるわけであります。私どもも、党といたし
ましてジャバン・グリーン会議というものを設置し
いたしまして、都道府県にも同様のものを設置し
て、中央と地方が一体となって積極的な運動に取
り組んでいるわけでございます。私の地元千葉
県においても、実態調査や講演会、あるいは青少
年に対するアンケート調査等を企画しておるわけ
であります。

森林は国民全体の財産であります。これをいか
に次の世代に受け継がせるかということは、ひと
えに次の世代の青年にかかっていると思わなけれ
ばなりません。くしくも本年は国際青年の年で
もあるわけでありまして、森林を次の世代にどう
にかかりを持たせるかは今後の重要な視点である
と考えるわけであります。大臣の御所見をお伺い
いたして、質問を終わりたいと思っております。

○佐藤国務大臣 吉浦先生にお答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございます。国民の
理解を深め、また広く青少年参加のもとに、二つ
の点を中心に実施はやるというところで、一つは国
際森林年記念の森をつくること、それからもう一
つは、記念シンポジウムや森林・林業展等内容を
とする国際森林年グリーンフェスティバルを開催
するほか、次代を担う中学生を対象として、森
林・林業の役割を解説したビデオとか副読本を
作成しまして配付する等の計画を実行してござい
ます。

森林・林業の問題は、先生御指摘のとおり息長
く取り組む必要があるわけで、国際森林年を契機と
しまして、今後とも森林・林業に関する青少年
層、一般国民の関心を喚起しつつ、我が国の林業
の発展に努力したい、こう考えております。

○吉浦委員 どうもありがとうございます。

○今井委員長 次は、神田厚君。

○神田委員 長野営林局の管轄区域の変更及び名
古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件につ
きまして御質問を申し上げます。

国有林野事業の経営改善にとりましては、組織

機構の簡素合理化は、私どもは必要であるという
ふうには認識をしております。しかしながら、営
林局は国有林経営の現業組織として、地域社会と
のつながり、地元サービスの向上を図る必要があ
る、森林・林業の衰退に歯止めをかけ、その活性
化のための役割は大変重要なものがあるわけであ
りまして、私どもはそういう立場から、営林局の
削減というところにつきましては反対の立場をとり
続けたわけであります。しかしながら、今回遺憾
ながら名古屋営林局が支局化されるというふうな
ことになったわけであります。

営林局の持つ役割は、国有林野事業
の基幹組織として主導的な立場から経営改善を推
進をしていかなければならない、そういうもので
ありますが、今回の支局化がこのような使命を十
分に考慮した措置なのかどうか、まずお尋ねをし
たいと思うのであります。

○佐藤国務大臣 神田先生にお答えいたします。

国有林野事業というのは、三つの重要な使命を
持つておると思っております。一つは、林産物の計画
的、持続的な供給、二つ目には、森林の有する公
益的機能の発揮、三つ目には、農山村の地域振興
への寄与といったような重要な使命を持つており
ます。その使命を果たしていくためには、その経
営の健全性を確立することが大切であると考えて
おります。そんなことで、その一環として組織機
構の簡素化、合理化は避けて通れないものがある
と考えております。

そんなことでございまして、統廃合の実施に当
たっては、先生から御指摘ございましたけれども、
も、国有林野事業の機能の低下や、地元関係者等
に対するサービスの低下を招くことのないよう
に、十分配慮してまいりましたつもりでございます。

今後とも、国有林野事業に課せられた重要な使命
の達成に遺憾のないよう努めてまいりたいと思え
ております。

○神田委員 また、今回、この国有林野事業の経
営改善に支障は来さないのかどうか、その点はい
かがでありますか。

○田中(恒)政府委員 営林局は国有林野事業の現
場を管轄する地方組織といたしまして、地域社会
と密接なつながりを持つておるわけでございます。
また、国有林野事業の経営管理、事業実行を
推進する母体としても非常に重要な使命を果たし
ているわけでありまして、この業務運営の効率
化、経営管理の適正化等を進めている国有林野事
業にとりまして、営林局はそのかめとしての役
割を果たしているわけであります。

そのために、今回の営林局の統廃合に当たりま
しても、このような営林局の持つ機能が今後とも
継続的に発揮されなければならないという必要が
ありますので、営林支局を設置してこれを行わし
めるといふようにしているところであります。ま
た、その担当する業務内容におきまして、これ
までの国有林野事業の機能の低下あるいは地元関
係者に対するサービスの低下を招くことがないよ
うに、十分配慮をしております。

○神田委員 今回、名古屋営林局が支局化される
わけでありまして、全国の営林局の中で支局化の
対象を名古屋営林局に求めたのはどういう理由で
ありますか。

○田中(恒)政府委員 現在、営林局は十営林局で
国有林野を管理経営をしているわけでございます
が、一局の統廃合を行いますと九営林局になるわ
けでございます。それで、統合された形のもの
が円滑にその管理経営がなされるような規模、態
様であるかどうかにつきまして十分検討いたしまし
た結果、長野営林局と名古屋営林局を統合した場
合、ちょうど九つの営林局の真ん中辺、営林署数
とか管理面積におきまして、それぞれちょうど
第四位、五位というふうな中庸の位置に位置するわ
けでございます。そういうことで、適正円滑な管
理経営のなされる規模であるという判断から両局
を選び、さらに現場の事業実行その他の情勢を判
断いたしましたので、本局を長野、支局を名古屋とい
うふうに決定をした次第でございます。

○神田委員 今回の措置は行革実施方針に即して
とられたものであるわけでありまして、今後への

波及はないのか、今後また営林局の統廃合という
ような考え方が出されるおそれはないのかどう
か、その辺はいかがでありますか。

○田中(恒)政府委員 今回の営林局の統廃合につ
きましては、経営改善の推進及び行政改革の一環
として、昭和五十五年に改正された農林水産省設
置法、さらに五十九年十二月二十九日の閣議決定
等に基づき実施するものであります。現時点に
おきましては、これ以外の統廃合の計画はござい
ません。

○神田委員 国有林野事業は、従来から経営改善
を進め、今最も重要な時期にきているわけであ
りますが、その中で、職員の職務意欲の高揚が大変
重要な課題であるわけでありまして、一省一局削減
的な画一的な統廃合は、このようにせつなく努力
をしていく職員の意欲を減殺させるものであり、
国有林野事業の自主性に任せるべきではないかと
いう意見もあるわけでありまして、この点につい
てはどういうふうにお考えでありますか。

○田中(恒)政府委員 組織機構を簡素化していく
あるいは要員を削減していくということは、いわ
ゆる出血的なこととございまして、内部の者にと
りましては大変厳しい、痛い措置でございます。
したがって、拡大することは喜ばしいことであ
りますが、縮小というのは大変厳しいことであ
ります。国有林野事業の置かれております現
状からいたしまして、どうしてもこれは避けられ
ない、これを実行して、その先にやはり簡素化さ
れた組織を実現しなければならぬ、そういう必
要性につきまして職員、労働組合の皆さんの理解
を得るよう最大限の努力をする、そういう努力
をどこまでも傾注をしていかなければならないと
思っております。

なお、そういう避けられない道だという判断か
ら、いろいろな計画をしているわけございしま
す。単に国の行政改革に関する方針もございま
すけれども、それをやはり国有林野事業といたしま
しては受けとめて実行しなければならぬという
主体的な判断も加えまして、計画としては実行を

いたしておるところでございます。

○神田委員 名古屋が支局化されるということでありますが、名古屋はもとも大変大きな木材の消費地でございます。そういう意味では、この立地条件を十分生かした形で、例えば木材需要開発センター等の拡充が必要だという御意見もあるようにありますが、この点につきましてはどういうふうにお考えでありますか。

○田中(恒)政府委員 先生のお話にありましたように、名古屋は本当に大変重要な木材都市でございます。まして、加工技術におきましてもそれが大変すぐれておりますために、名古屋における市況は常に全国でも非常に高い水準で取引をされている、木材都市のように私も思っております。

これまでの全国一律の営林局におきましては、大体同じ組織でそういう地域の特徴というものが余りあらわれてはなかったわけでありまして、けれども、今回、営林局問題を掘り下げて検討いたしました。名古屋を支局化やむなしという決定をいたしました。この木材需要の増大である、あるいは都市であるという条件から、国民に対して開かれた窓としてのいろいろな作用を期待すべきであるというふうなことを内部的にいろいろ検討いたしました。現在、仮称でございますけれども、需要開発センターというものを設けたい。そこを、今申しました国有林材、国産材の需要開発に関する広範な業務、あるいは国民の緑、森林に対する要請にこたえた分収育林の制度をPR、普及するとか、触れ合いの森でありますとか、いろいろ国有林でも打って出る施策があるわけでありまして、けれども、その外への窓口として十分機能させたい、はつきりまたどういう業務と決めてはございませんけれども、そういう方向で整備をしてまいりたいという考えでございます。

○神田委員 終わります。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 森林を一層発展させる、森林を守っていかなければならぬ、山村を振興をしなければ

ならぬ、このときなので、名古屋の営林局を支局にするということに承認を与えることは、私たちとしてもできないわけでありまして、そこで、若干の質問を繰り返して展開していきます。

ことしは国際森林年です。森林の荒廃を防ぎ、林業を活性化する上で特別な年になっております。その点で、国有林野事業の果たす役割は相当大きい、国内林業復興のイニシアチブを、国の事業である国有林野事業が先頭に立つてとらなければならないと思います。

そこで、この国際森林年に相応するような事業としてどんなものを計画し、おやりになっているかをまず尋ねてみます。

青森営林局でございますが、国際森林年をきっかけに、一つの事業として国際森林年記念の森を造成する、分収造林を広げる、分収育林を広げる、国際森林年記念樹を植える、青森ヒバを見る集いをこしは三十回やる、森林・林業展をやる、緑の相談コーナーをやる、こういう形のものを計画しておりますが、林野庁として国際森林年をどう計画されているか、明らかにしていただきます。

○田中(恒)政府委員 この国際森林年が昨年の暮れに決まりました。十分な準備期間がなかったといううらみは実はございますけれども、発表されてから大変広い関心が寄せられまして、これはやはり相当な事業をこしを契機としてしなければ、そういう御期待にも沿えない、特に国有林は七百五十万ヘクタールも全国に賦存しております。これまでもいろいろな緑化とかその普及宣伝のことはやってまいりましたけれども、ことを契機に、それを全部、さらに一段も二段も拡充強化をいたしまして、国際森林年記念という銘を打って外へ打って出よう、そういう期待も大変大きいんだということで、先生今お話しございました青森の例と似たような創意工夫を、全国の営林局あるいは営林署でもいろいろやってございます。

必ずやっておりますのは、この記念造林の植樹でありますけれども、それを山にばかり植えておりましたのが、町へ打って出てみたり、あるいは青少年対象、身体障害児を入れてみたり、各地の工夫を凝らしまして、しかもそれが線香花火に終わらないように、こしを契機として継続していくというふうなことで、全国の営林局署は真剣に取り組んでおるところでございます。

○津川委員 線香花火にならないように、国際森林年にふさわしい事業をこしと進めるように、私たちがその点で応援するにやぶさかでないことを申し上げて、質問を続けていきます。

もう一つは、こしは外国に対する市場開放対策です。そこで、市場開放対策に関連してですが、国内木材、林業活性化対策を特に講ずることを政府は打ち出しております。そこでこの国有林事業についても特に特別な対策が打ち出されておりますが、従来の対策、事業に加えて特別に何を加えていくのか、これも具体的にお答え願います。

○田中(恒)政府委員 今回の措置は、林業、木材産業の深刻な不振の中で、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるために、まず第一に木材需要の拡大、次に木材産業の体質強化、三番目に間伐、保育など森林・林業の活性化を中心としたもので、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講じようとしているものであります。この具体的内容につきましては、現在鋭意検討中でございます。

○津川委員 とにかく具体的なことはこれから検討すると言っておりますが、特に事業を起す、やる、こういうことでございます。

今こうした国際森林年、林業活性化特別対策を控えているわけです。かてて加えて、名古屋営林局は中部圏の中で木材の消費地を抱えたところであり、この廃止、支局化はどうしてもやっぱりこの国際年の事業や特別対策に支障を来しますし、名古屋の経済にも影響を及ぼすので、営林局を支局にするという気持ち、計画、方針はやめて

いただいた方が農水大臣としての責任にも合致すると思うのですが、大臣の所見を伺わせていただきます。

○佐藤国務大臣 津川先生にお答えいたします。基本的に森林・林業に対する国民の関心が非常に高まっております。また、一方におきましては、先ほど林野庁長官が答えたようなことでございますが、木材を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。そういう形の中で国有林野事業がその課せられた使命を達成していくためには、一番大切なことは経営の健全性を確立することでございます。その一環として組織機構の簡素化、合理化は避けて通れない課題であるというのは先生御存じのとおりでございます。

そんなことで、昭和五十九年十二月二十九日の閣議決定に即して、長野営林局と名古屋営林局を統合することとしたものでございます。統合の実施に当たっては、名古屋営林支局を設置するとともに、同支局において立地条件を生かした需要開発センターを設置する等、地域振興対策の充実に対応することとしているなど、森林管理とかあるいは地元サービス等、営林局の果たしてきた機能に支障を及ぼさないよう措置するように努めております。

○津川委員 大臣の言葉ですが、私は納得いかないのです。今言われたことを懸命におやりになってきた、その結果が日本の森林の荒廃であつたり、生産が落ちることであつたり、事業が苦しくなっているという状態なんです。そこで、やはりそういうことではなくて、機構というものがふやす、人もつぎ込む、お金もつぎ込むということではいけないことを指摘して、質問を展開していきます。

そこで、名古屋営林局のことについて、支局化と関連して木材需要開発センターが設置されると聞いておりますが、そのとおりでございますか。

○田中(恒)政府委員 そういう構想を現在持っております。

○津川委員 もう一つ、名古屋には、営林局の下部機構である木材販売事業所、その事業所と貯木

場があると聞いておりますが、これもそうですか。

○田中(恒)政府委員 前身為熱田営林署でありました。現在が木材販売事業所であります。それはございます。

○津川委員 この木材販売事業所が名古屋市の公園緑地化構想の一環に組み入れられている。そこで、開発センターができて将来残るだらうかという不安がある。開発センターはできるだらうか、できて木材販売事業所が廃止されるのではないか、こういうことなんですか、この二つはともに残って仕事をすることになるのでなければならぬと思ひますが、どうでございますか。

○田中(恒)政府委員 名古屋市の、市制百年と思ひましたが、その記念事業に熱田木材販売事業所の敷地に総合公園を設置したいというふうな新聞報道がなされたことがございます。それは承知いたしておりますけれども、まだこれは営林局に対しましては何ら申し出もなく、市の方からも、具体的内容は決定しておらないというお話でございます。

したがって、営林局といたしましては、現在の段階におきましては、今回の需要開発センターの業務は、熱田の木材販売所で行つておる業務とのいろいろ関連もございまして、同じ所屬といたしましてこれを存続させていきたいというふうに予定しておるところでございます。

○津川委員 最後の質問でございますが、営林署の統廃合なんです。

営林署を持つておる地元の自治体や関係住民が非常に不安になって、私たちのところにも陳情や要求に来ておりますが、林野庁にも行つておると思ひます。そこで、営林署の統廃合、私たちは反対で、やらしてはいけなと思つておりますが、林野庁がやるとするならば、その方針を明らかにしておいた方がいいと思ひます。

そこで、青森県の下北半島でございますが、こは長官も実際の仕事で現地で指導されたこともありまして、長官の身内もここにはたくさんおり

ますが、ここでは営林署が七つあるんです。津軽半島に六つあるんです。こういうふうな営林署が集中しているところは統廃合の対象にされるのではないかという心配を地元ではかなり持つてゐるのです。この一カ所に必要である営林署がまとまつてゐるところを統廃合の対象にするのかしないのか、これが一つの問題でございます。

もう一つには、その営林署の規模でございます。津軽半島の増川という営林署、中里、金木、それから下北半島の脇野沢、佐井、大間、碓ヶ関、これは管理面積が非常に小さい。伐採取量も少ないのです。先ほど、名古屋営林局を支部に落とすときにそういうことも兼ねて考えたと言つておりますが、こういう形の仕事が少ないところを統廃合する、この方針の中に組み入れていくかどうか、これが二点。

第三点は、地域の人々と密着するところ、地域の人々と協議ができること、山村生活に極めて深く関連しているところ、こはやらぬが、そういうでないところはやられるのじゃないかという三つの心配を持つてゐるわけでございます。

こいから、営林署の統廃合、やつてはいけなのですが、やるとすれば一つの方針を出さなければいけない段階に来ておりますが、いかがでございますか。

○田中(恒)政府委員 これまで、五十三年、五十六年と二度にわたつて営林署の統廃合を実施してきたわけでございます。いろいろ考えますと因子はございまして、一つの因子をもつて決定的に物事を決定するというところ、そのようにことはこれまでいたしたわけではございませんで、やはりいろいろな因子の総合的な判断となると考えております。

とは申しまして、またそれぞれの因子もそれぞれ重要である。お話にございました事業規模が小さいような場合には、どうしても営林署という組織を置いて管理しなければならぬかどうかという点はやはり考えなければならぬ。しかしま

た、そういう営林署機能を吸収し得るようなものが近距離にあるのかどうか、それからまた、歴史的な設置の経緯はどうか、あるいは一体管理いたしましても、ずうたいが過ぎて行き届かない管理となつては困るか、統廃合がなされた後の円滑な管理を考えながら、今申し上げました事業規模でありますとかその距離的な関係でありますとか、統廃合された後の管理運営の難しさ、やりやすさと申しますか、そういうような点をやはり総合的に考えなければならぬと思つております。

本年も九つという大変重い荷物を背負つておるわけでありまして、今申し上げましたような因子につきましても慎重な作業をいたしておるところでございますが、なかなかまだ特定し得るまでに絞り込んでおる状態ではないわけでございます。

○津川委員 これで終わりますが、営林署を廃止される地域については、地域の死活の問題なので、十分に地域と相談してやることを要求して、質問を終わります。

○佐藤国務大臣 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○今井委員長 これより討論に入るのであります。別討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立多数。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○今井委員長 次に、内閣提出、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

この法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員等共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引き上げ等による給付水準の引き上げ等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和六十年四月分以後、昭和五十九年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げ、年金額の増額を行おうとするものであります。

第二は、退職年金等についての最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ、退職年金、遺族年金等に係る最低保障額を引き上げようとするものであります。

第三は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○今井委員長 補足説明を聴取いたします。後藤経済局長。

○後藤(康)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和五十九年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、昭和六十年四月分以後、昭和五十九年度の国家公務員の給与の上昇率、平均三・三七％を基準として引き上げるものであります。

第二は、最低保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金につきまして、年齢及び組合員期間の区分に応じ、その最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げるとともに、遺族年金については同年八月分からさらに引き上げるものであります。

例えば、六十五歳以上の者の退職年金の最低保障額については、昭和六十年四月分以後八十万六千八百円から八十三万五千円に引き上げることとしております。

第三は、標準給与の下限及び上限の引き上げであります。これは、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額につきまして、その下限

を農林漁業団体職員の給与の実態等を考慮して七万七千円から八万円に引き上げるとともに、その上限を国家公務員等共済組合制度に準じて四十五万円から四十六万円に引き上げるものであります。

このほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○今井委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回、来る二十八日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条第一項の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第四目 被保険者及び年金給付に関する経過的特例(第五十条―第五十二条)」を「第四目 被保険者及び年金給付に関する経過的特例(第五十条―第五十二条)に、第五目 脱退一時金及び死亡一時金(第五十三条―第五十八条)」を「第六目 脱退一時金及び死亡一時金(第五十九条―第六十三条)」に、「第六目 給付の制限(第五十九条―第六十三条)」を「第七目 給付の制限(第五十九条―第六十三条)」に改める。

第二十二條第二項に一号を加える改正規定中「次の一号」を「次の二号」に改め、同改正規定のうち同項第四号中「前号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次のように加える。

四 その者が農林地域工業被用者年金期間(農業者年金の被保険者が農林地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)第五条の規定に基づき定められた農林地域工業導入実施計画で定めるところに従い導入された工業に係る事業所又は事務所に使用されることとなつたことにより国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後当該工業の規模の縮小又は廃止に起因して当該工業に係る事業所又は事務所に使用されなくなつたことにより同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの期間が一定期間を超えないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。を有する者である場合におけるその農林地域工業被用者年金期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

第二十三條第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項第三号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第二十六條の二の改正規定中「前二項」を「前三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「次の一項」を「次の二項」に改め、同改正規定のうち第二項中「第二十二條第二項第四号」を「第二十二條第二項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次のように加える。

2 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、第二十二條第二項第四号の工業に係る事業所又は事務所に使用されることとなつたことにより国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後当該工業の規模の縮小又は廃止に起因して当該工業に係る事業所又は事務所に使用されなくなつたことにより同法第七條第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの期間が一定期間を超えないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることが出来る。

第二十六條の三の改正規定中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第三項」に、「又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三十一條第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十一條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 農業者寡婦年金

第三十五條に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(失踪宣告の場合の取扱ひ)

第三十六條の二 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第五十二條の二第一項及び第五十四條中「死亡日」とあるのは、「行方不明となつた日」と、第五十二條の二第一項及び第五十五條第一項中「死亡の当時」とあるのは、「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者の身分関係及び年齢に係る第五十二條の二第一項及び第五十五條の規定の適用については、この限りでない。

第四十四條の改正規定及び同条に二号を加える改正規定を次のように改める。

第四十四條第一号中「三千五百七十五円」を「二千二百三十三円」に改め、同条第二号中「三百五

十八円」を「二百二十三円」に改める。

第四十四条に一項を加える改正規定及び第四十六條に一項を加える改正規定を削る。

第四十八條の改正規定中「五百五十八円」を「千六百六円」に改める。

第五十二條第一項の改正規定及び同項に二号を加える改正規定を次のように改める。

第五十二條第一項第一号中「三千五百七十五円」を「二千二百三十三円」に改め、同項第二号中「三百五十八円」を「二百二十三円」に改める。

第五十二條第二項の改正規定及び同項に二号を加える改正規定を次のように改める。

第五十二條第二項第一号中「三千五百七十五円」を「二千二百三十三円」に改め、同項第二号中「三百五十八円」を「二百二十三円」に改める。

第六十一條中「死亡一時金は」を「農業者寡婦年金又は死亡一時金は」に改める。

第六十條を第七十條とする。

第五十四條中第二号を削り、第三号を第二号とする改正規定の次に次のように加える。

第五十五條の二を削る。

第五十六條の改正規定の次に次のように加える。

第五十條中第五十八條の次に次の一条を加える。

(支給の調整)

第五十八條の二 第五十五條の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十四條に規定する者の死亡により農業者寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と農業者寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

第五十條を第六十條とし、第五十二條の次に次の一目を加える。

第五十條 農業者寡婦年金

(支給要件)

第五十二條の二 農業者寡婦年金は、経営移譲年金の受給権者である夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含む。

第一類第八号 農林水産委員会議案第二十号 昭和六十年五月二十二日

含む。以下同じ。で、第四十六條第二項各号のいづれにも該当しないものうち、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき第四十一條各号のいづれかに規定する要件に該当していた者が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）が十年以上継続した六十五歳未満の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）があるときに、その者に支給する。

六十歳未満の妻に支給する農業者寡婦年金は、第三十六條第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)

第五十二條の三 農業者寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間につき、第四十四條第一号の例によつて計算した額の二分の一に相当する額とする。

(失権)

第五十二條の四 農業者寡婦年金に係る受給権は、受給権者が次の各号のいづれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 六十五歳に達したとき。

五 当該夫が死亡した日（当該夫が六十歳に達する日前に死亡した場合にあつては、当該夫が生存していたとすれば六十歳に達することとなる日）の属する月の翌月から当該夫が生存していたとすれば六十五歳に達することとなる日（昭和三十九年法律第三十四号）に改める。

なる日の属する月までの期間の月数に相当する月数分の支給を受けたとき。

(支給停止)

第五十二條の五 農業者寡婦年金は、当該夫の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第六十四條に次の一号を加える。

三 農業者老齢年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額

附則第十條の二の改正規定のうち附則第十條の二第二項中「前項」を「前二項」に、「及び附則第十條の二第二項」を「並びに附則第十條の二第二項及び第二項」に、「とする」を「とし、前項の規定の適用がある間は、第六十六條の二第四項中「還付」とあるのは、「還付、前納された保険料に係る附則第十條の二第二項の規定による国庫補助の額の算定方法」とするに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国庫は、当分の間、毎年度、基金に対し、次に掲げる額を補助する。

一 当該年度において納付された保険料（当該年度において第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十五條第二項の規定の適用を受ける保険料（以下「特定保険料」という。）以外の保険料の総額の七分の三に相当する額

二 当該年度において納付された保険料のうち特定保険料の総額に相当する額

附則第十四條を削り、附則第十三條第一項中「五百五十八円」を「千六百六円」に改め、同条を附則第十四條とする。

附則第十二條中「第四十四條第一項」を「第四十四條」に改め、同条を附則第十三條とし、附則第十一條を附則第十二條とする。

附則第十條第一項を次のように改める。

附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法第四十四條第一号並びに第五十二條第一項第一号及び第二項第一号中「二千二百三十三円」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる額と、新法第四十四條第二号並びに第五十二條第一項第二号及び第二項第二号中「二百二十三円」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

附則第十條第二項中「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とを削り、同条を附則第十一條とし、附則第九條を附則第十條とする。

附則第八條の表中

新法 国民年金法 第七條 改正する法律 第十号 昭和六十一年法律第六号 国民年金法 第七條 改正する法律 第十号 昭和六十一年法律第六号

法 した後同 した後国民年金法等の一部を改正する法律 第十号 昭和六十一年法律第六号

う 金法とい 金法とい

二九

第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

別紙

名 称	長 野 市	管 轄 区 域
位 置	長 野 市	
名 古 屋 支 局	愛知縣 新 潟縣 の う ち 中	
名 古 屋 市	愛知縣 富 山縣 の あ ま り 中	
那 郡 の 一 部 を 除 く	愛知縣 中 津 川 市 の 一 部 及 び 恵 徳 縣	

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十六 前条第一項の規定の適用を受け

に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その相当する額が百二十七万五千元以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみみなして、旧法（附則第五条を除く）の規定を適用して算定した額に改定する。

第一條の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千元
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 八十三万五千元
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十年未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十二万六千三百円

ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る年金 五十五万六千三百円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十二万七千五百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の

本修正の結果必要となる経費

營林支局の設置に關し承認を求めるの件

營林支局の設置に關し承認を求めるの件

区分に応じそれぞれ又はロに定める額
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 五十五万二千二百円
ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 四十一万四千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和六十年四月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。
一 遺族である子が一人いる場合 十二万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 二十万円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一条の十二第三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは、「第一条の十六第四項各号の一」と、「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と、「第九項第三号」とあるのは「同条第四項第三号」と、「及び第十項」とあるのは「及び第一条の十六第六項」と、

とあるのは「及び第一条の十六第六項」と、「ただし、第二項、第二項又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第九項又は第十項」とあるのは「第一条の十六第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の適用を受ける遺族年金については、その額（その額につき第四項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。
一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 五十六万五千九百円
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 四十二万四千四百円

9 第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第二条の二十六第一項中「次項において」を「次項及び次条第一項第一号において」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（昭和六十年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の二十七 昭和五十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和六十年四月

分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の仮定年額として、法、三十九年改正法附則又は四十年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二条の二十二第二項後段の規定を準用する。

一 昭和五十八年三月以前の新法の規定による年金 当該年金の額を前条第二項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）（その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円）

二 昭和五十八年四月一日以後昭和五十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十八年四月一日以後昭和五十九年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）（その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円）

分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）（その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円）

十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円）

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第四条の十一の次に次の一条を加える。
（昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）
第四条の十一 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十よ

十七万五千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円）

り少ないときは、百分の八十」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十七第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二（昭和五十年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二）」と読み替えるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十九年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第四条第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十七第一項」と読み替えるものとする。

4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十九年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和六十年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通過退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十六」を「第一条の二十七」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二（第一条の十六、第二条の二十七関係）

年 額 の 区 分	率	額
一、二七五、〇〇〇円未満	一・〇三五	
一、二七五、〇〇〇円以上五、二二六、一三〇円未満	一・〇三一	五、一〇〇円
五、二二六、一三〇円以上	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一項の表を次のように改める。

等級	標準給与の月額	給 与	月 額
第一級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満
第二級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上
第三級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上
第四級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上
第五級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円以上
第六級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円以上
第八級	一一五、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上	一一七、五〇〇円以上
第九級	一二〇、〇〇〇円	一一七、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円以上
第十級	一二五、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上	一二七、五〇〇円以上
第十一級	一三〇、〇〇〇円	一二七、五〇〇円以上	一三二、五〇〇円以上
第十二級	一三五、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上	一三七、五〇〇円以上
第十三級	一四〇、〇〇〇円	一三七、五〇〇円以上	一四二、五〇〇円以上
第十四級	一四五、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上	一四七、五〇〇円以上
第十五級	一五〇、〇〇〇円	一四七、五〇〇円以上	一五二、五〇〇円以上
第十六級	一五五、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上	一五七、五〇〇円以上
第十七級	一六〇、〇〇〇円	一五七、五〇〇円以上	一六二、五〇〇円以上
第十八級	一六五、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上	一六七、五〇〇円以上
第十九級	一七〇、〇〇〇円	一六七、五〇〇円以上	一七二、五〇〇円以上
第二十級	一七五、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上	一七七、五〇〇円以上
第二十一級	一八〇、〇〇〇円	一七七、五〇〇円以上	一八二、五〇〇円以上
第二十二級	一八五、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上	一八七、五〇〇円以上
第二十三級	一九〇、〇〇〇円	一八七、五〇〇円以上	一九二、五〇〇円以上
第二十四級	一九五、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上	一九七、五〇〇円以上
第二十五級	二〇〇、〇〇〇円	一九七、五〇〇円以上	二〇二、五〇〇円以上
第二十六級	二〇五、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上	二〇七、五〇〇円以上
第二十七級	二一〇、〇〇〇円	二〇七、五〇〇円以上	二一二、五〇〇円以上
第二十八級	二一五、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上	二一七、五〇〇円以上
第二十九級	二二〇、〇〇〇円	二一七、五〇〇円以上	二二二、五〇〇円以上
第三十級	二二五、〇〇〇円	二二二、五〇〇円以上	二二七、五〇〇円以上
第三十一級	二三〇、〇〇〇円	二二七、五〇〇円以上	二三二、五〇〇円以上
第三十二級	二三五、〇〇〇円	二三二、五〇〇円以上	二三七、五〇〇円以上
第三十三級	二四〇、〇〇〇円	二三七、五〇〇円以上	二四二、五〇〇円以上
第三十四級	二四五、〇〇〇円	二四二、五〇〇円以上	二四七、五〇〇円以上
第三十五級	二五〇、〇〇〇円	二四七、五〇〇円以上	二五二、五〇〇円以上

第三十六級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満
第三十七級	四一〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上	四二〇、〇〇〇円未満
第三十八級	四二〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四三〇、〇〇〇円未満
第三十九級	四三〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円以上	四四〇、〇〇〇円未満
第四十級	四四〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上	四五〇、〇〇〇円未満
第四十一級	四五〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四六〇、〇〇〇円未満
第四十二級	四六〇、〇〇〇円		

附則第八條第一項、第二項及び第三項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第十号中「五百四十万円」を「五百五十二万円」に改める。

附則第七條第六項中「第一条の十五第一項」を「第一条の十六第一項」に改める。

附則第七條の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

附則第十二條第三項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改め、同項第三号中「四十万三千四百円」を「四十一万七千五百円」に改める。

附則第十五條の二第一項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和六十年

四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が七万七千円である者又は四十五万円である者(給与月額が四十五万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十條第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)
第三條 改正後の法附則第八條並びに第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という)附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和六十年四月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)
第四條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五條 前三條に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、

他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。